

第5章 審査事件の処理に関する事務

検察審査会は、(1)検察官の公訴を提起しない処分の当否の審査に関する事項、(2)検察事務の改善に関する建議または勧告に関する事項を掌ることとされている（法2Ⅰ①、②）。本章に述べる審査事件の処理に関して検察審査会事務官が行う事務は、上記のうち主に(1)に係るものであるから、審査等事務の1つに分類される事務として、原則的に検察審査会長の指揮監督（法20Ⅳ）の下で行われる必要がある。

検察審査会の審査の結果、検察官の不起訴処分が見直され、公訴提起がされることがあるだけでなく、検察審査会の一定の議決に公訴提起を強制する効力が与えられていることから、審査申立てから議決までの期間が長期化すると、被疑者はそれだけ不安定な地位に置かれることとなるほか、検察審査会制度に対する申立人の不信を招くことにもなりかねない。

そのようなことがないように、検察審査会事務官は、検察審査会長の指揮監督の下、検察審査会が適正迅速に審査事件を処理できるよう適切に補助しなければならない。

第1 審査事件の種類

1 第一段階の審査事件

検察審査会は、検察官が不起訴処分とした事件について、①審査の申立て、又は②職権審査の開始を契機として、当該不起訴処分の当否について審査し、議決^{*90}をする。これらの審査事件を合わせて、第一段階の審査事件という。^{*91}

(1) 審査申立事件

法2条2項に掲げる者^{*92}は、検察審査会に検察官の不起訴処分の当否の審査の申立てをすることができる（法30）。申立てに基づき審査を開始した事件を「審査申立事件」という。

申立権者から審査の申立てがあるときは、検察審査会は、検察官の公訴を提起しない処分の当否の審査を行わなければならない（法2Ⅱ）。

(2) 職権審査事件

検察審査会は、その過半数による議決があるときは、自ら知り得た資料に基づき職権で検察官の不起訴処分の当否の審査を行うことができる（法2Ⅲ）。検察審査

*90 ここにいう「議決」とは審査の結果を最終的に決定するものであり、実体的議決（起訴相当、不起訴不当、不起訴相当（法39の5Ⅰ各号））及び形式的議決（審査打ち切り、申立却下及び移送）を指す。

*91 審査の結果、起訴相当又は不起訴不当の議決が行われたときは、検察官は、その議決を参考に公訴を提起すべきか否か、あるいは、当該不起訴処分の当否を再検討した上、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない（法41Ⅰ、Ⅱ）。

*92 告訴若しくは告発した者、請求を待って受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被った者（犯罪により害を被った者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）が掲げられている（法2Ⅱ）。

会が、申立てによらず、自らの職権に基づき審査を開始した事件を「職権審査事件」という。

2 第二段階の審査事件

検察審査会が第一段階の審査においてした起訴相当の議決(法 39 の 5 I ①)に対し、検察官が改めて不起訴処分をした場合又は一定期間内に処分を行わなかった場合は、検察審査会は、当該処分の当否の審査を行わなければならない(法 41 の 2)。検察審査会が既に一度起訴相当の議決をした事件について、検察審査会が、法 41 条の 2 によって再度審査を開始した事件を第二段階の審査事件という。^{*93}

審査の結果、起訴すべき旨の議決(起訴議決)がなされたときは、裁判所により指定された弁護士(指定弁護士)は、公訴を提起しなければならない(法 41 の 10 I 本文)。

第2 審査の原則

1 会議非公開の原則

(1) 意義

法は、「検察審査会議は、これを公開しない」(法 26 条)と規定している。

会長互選会議(法 15 I)、定例会議(法 21 I)、臨時会議(法 21 条 II)の区別なく、また、これらの会議において行われる事件審査のための会議、建議・勧告に関する会議を区別することなく、審査会議はすべて公開しないこととされている。これを、「会議非公開の原則」という。

(2) 趣旨

法が審査会議を非公開としたのは、1 つには、検察審査会の審査が起訴前の手続であり、わずかな情報漏えいが審査に大きな影響を与えかねず、審査会議における捜査の密行性保護の要請が高いことによるものと解される。また、被疑者その他の関係人や、とりわけ一般市民から無作為に選ばれた検察審査員及び補充員の個人識別情報等のプライバシーの保護に配慮する必要があるほか、審査会議を公開すると、検察審査員及び補充員が不当な影響を受けて萎縮し、審査会議における自由闊達な議論という検察審査会制度の根幹を阻害するおそれがあるためと解されている。

(3) 内容

ア 会議の傍聴の禁止

ア) 補充員の傍聴

補充員は、検察審査会の許可を得て、審査会議を傍聴することができる(法 25 の 2)。これは、継続審査が行われている審査事件において、補充員が補欠の検察審査員又は臨時の検察審査員に選定された場合に、直ちに審査に関与することができるよう、補充員が審査会議を傍聴しておく必要性・合理性が認められるためである。^{*94}ただし、検察審査会事務官は、補充員に対し、補充員の傍聴はあくまで「傍聴」であって、補充員が審査(議決)へ関与することが認

*93 第二段階の審査事件における実体的議決としては、起訴議決、起訴議決をしない旨の議決が規定されている(法 41 の 6 I、III)。

*94 検察審査員や審査補助員と同様、補充員についても秘密漏えいの罰則(法 44)の適用があることから、検察審査会事務官は、補充員に対してもその旨を十分に説明し、注意喚起をしておく必要がある。

められるわけではないことを説明しておく必要がある。なお、審査会議を傍聴することは補充員の義務ではない。

(イ) 補充員以外の者の傍聴の禁止

審査申立人や被疑者は、審査手続において当事者としての地位を有しないことから、会議に立ち会う権利はなく、傍聴することも法令上認められていない。また、審査申立人の代理人である弁護士から審査申立人尋問に立ち会いたい旨の申入れがあっても許されない。

イ 審査記録等の非公開

(ア) 審査記録の取扱い

審査会議の傍聴を禁止して審査を進めたとしても、審査中あるいは事件終結後にその審査記録が公開された場合には、捜査の秘密や被疑者その他の関係人のプライバシーが保護されず、閲覧した資料に基づき、個々の検察審査員に働きかける者が出てくることも防ぎ得なくなってしまう。そこで、審査会議の非公開を実質的に意味あるものとするため、会議録や議決書を含む審査記録一切についても非公開としなければならない。

よって、審査記録の閲覧申請がなされたとしても、一般の第三者はもちろん、たとえ審査申立人や被疑者からの申出があった場合でも、閲覧謄写させることはできないと解されている。

(イ) 審査申立人から提出された意見書等の取扱い

審査申立人は、検察審査会に意見書または資料を提出することができる（法 38 の 2）。審査事件のために提出された意見書または資料は、仮に審査会議において取り調べなかった場合でも、当該審査記録の一部として会議非公開の原則（法 26）がこれらに及ぶ。したがって、例えば、審査申立人等が提出した意見書等について裁判所等から送付嘱託があったとしても、これに応じることはできないと考えられる。

(ウ) 検察審査会で保管中の不起訴記録等の取扱い

検察審査会が検察庁から送付を受けた不起訴記録等は、審査の必要上、刑事訴訟法 47 条ただし書の特例として、一時、検察庁から借り受けて検察審査会で保管しているにすぎないものであり、審査記録の一部ではないものの、本来公開してはならないものである。

したがって、不起訴記録等の保管事務を取り扱う検察審査会事務官は、これの秘密保持については細心の注意を払う必要があり、審査手続中、審査申立人、被疑者等から不起訴記録の閲覧、謄写の請求があっても、これを許すべきではない。^{*95}また、裁判所、弁護士会等から公務所照会権又はこれと同種の法律上の権限に基づいて不起訴記録の提出要請があった場合についても、直接これを送付することなく、検察庁に返還し、改めて検察庁に申請をするよう促すのが

*95 同じ起訴前の手続である裁判上の準起訴手続（刑訴 262 以下）においても、請求人らに捜査記録の閲覧を許していない（東京地判昭和 39.9.30 下刑集 6・9-10・1101、東京高判昭和 40.5.20 下刑集 7・5・810、最二小決昭和 49.3.13 最高刑集 28・2・1）。

相当であると考えられる。^{*96}

ウ その他会議に関する情報の漏えい禁止

会議非公開の原則（法 26 条）からは、会議の経過や内容等についても厳重な情報管理が求められ、万が一、こうした事項が何らかの形で公になれば、検察審査会制度に対する国民の信頼を損なうことにもなりかねない。したがって、審査会議に立ち会った検察審査員、補充員、審査補助員及び検察審査会事務官は、各検察審査員の発言、証人に対する尋問、その供述、議決等、会議において職務上知り得た一切の手續などの秘密を漏らしてはならない。

検察審査会事務官は、検察審査員、補充員及び審査補助員に対し、審査事件の内容や進捗状況（審査期間、審査回数）はもとより、事件係属の有無及び審査会議日等についても、守秘義務の対象となることを十分に説明する必要がある。^{*97}

加えて、個人情報保護の観点から、検察審査員、補充員の氏名住所等、検察審査員の特定につながる事項を公表したり、その問合せに応ずることも相当でない。この点は、不起訴処分をした検察官や審査申立人から、議決に参与した検察審査員の氏名等の問合せがあった場合も同様である。

(4) 検察審査員等が職務上知り得た秘密の漏えいに対する罰則

検察審査会の判断の公正に対する国民一般の信頼を確保し、会議非公開の原則（法 26）の趣旨である検察審査会議における各検察審査員の自由闊達な議論を保障するとともに、関係者のプライバシー等を担保するため、法は、「検察審査員、補充員または審査補助員」及びその「職にあった者」が「職務上知り得た秘密」（①評議の経過、②各検察審査員の意見、③各検察審査員の意見の多少の数、④その他の職務上知り得た秘密）を漏えいした場合について罰則を規定している（法 44）。^{*98}

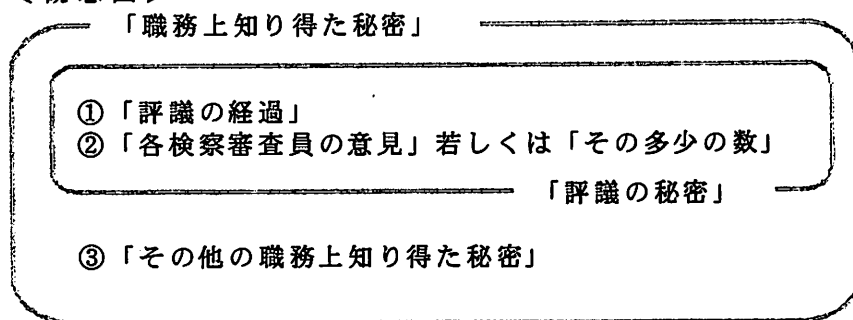
なお、検察審査員等へ説明する際に実際に示すことが考えられる書面を参考までに例示する【別添説明書面例 1 及び 2】。

*96 当該事務を取り扱う検察審査会事務官は、そもそもいかなる事件が審査の対象となっているのか等を回答すること自体が会議非公開の原則（法 26 条）の趣旨に抵触するおそれがあることを踏まえ、慎重な対応をすることが必要であると考えられる。

*97 審査の期間や回数が公にされれば、その多寡を巡ってあらゆる批判や詮索を招き（「このような短期間でまともな審査ができるのか」、「長期間にわたって審査が行われたのは、検察審査員の意見が不一致であったはずである」等。）、個々の検察審査員に無用な負担をかけ、評議における自由な意見表明を阻害するおそれが大きい。また、審査会議日を公にすれば、毎回その日に合わせて仕事を休むなどして審査会議に出席している検察審査員の周囲の者に、検察審査員であることが特定されるおそれがあり、ひいては自由闊達な議論を阻害するおそれが大きい。

*98 法 44 条 1 項違反の罪の行為主体は、検察審査員、補充員又は審査補助員であり、同条 2 項、3 項の行為主体は、いずれも検察審査員、補充員又は審査補助員の職にあった者である。審査会議に立ち会った検察審査会事務官については、法 44 条の適用はないが、同条掲記の事項を漏らしたときは、裁判所職員臨時措置法及び裁判所職員に関する臨時措置規則によって国家公務員法 100 条 1 項が準用される。

< 概念図 >



ア 検察審査員，補充員又は審査補助員に対する罰則

検察審査員，補充員又は審査補助員が職務上知り得た秘密を漏らしたときは，6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされている（法44Ⅰ）。

イ 検察審査員，補充員又は審査補助員の職にあった者に対する罰則

検察審査員，補充員又は審査補助員の職にあった者が，職務上知り得た秘密を漏らしたときは，6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされている（法44Ⅱ①ないし③）。ただし，職務上知り得た秘密のうち，①評議の経過の漏えいについては，検察審査員，補充員または審査補助員に対する罰則と異なり，「財産上その他利益を得る目的」で漏らした場合に限られているほか（法44Ⅱ③），同目的以外の目的で漏らした場合は，50万円以下の罰金に処することとされている点に留意を要する（法44Ⅲ）。

2 事後審査の原則

検察審査会が行う審査は，検察官が行った不起訴処分の当否についての審査である（法2Ⅰ①）。すなわち，検察審査会が行う審査は，不起訴処分と無関係に事件そのものを検察官と同等の立場から全面的に捜査し，その起訴価値を判断するものではなく，過去のある時点に検察官が行った不起訴処分について，後の審査申立て等を契機にその当否を審査する事後審査という性質をもつことになる。

もっとも，事後審査といっても，検察官は，将来，検察審査会の議決を参考に不起訴処分の当否を検討し，起訴又は不起訴の処分をすることとなるから（法41Ⅰ，Ⅱ），不起訴処分の不当を理由付けるため，検察審査会が，不起訴記録に表れていない不起訴処分時までの資料を取り調べたり，不起訴処分後の事情を判断の資料とすることも差し支えないものと解されている。

3 書面審査の原則

検察審査会の審査は事後審査であるから，原則として，検察官が不起訴処分の判断をする基礎となった資料である不起訴記録を検討し，これに基づいて検察官の処分の当否を判断することになる。したがって，不起訴記録の提出を求めずに，ただちに証人尋問（法37）を行ったり，不起訴記録中に参考人の供述調書があるのに，これを取り調べることなく同人の証人尋問を行ったりすることは，明らかに本原則に反することになる。他方，不起訴記録を取り調べたところ，証人尋問や実地見分の必要性が認められたという場合に，これらを実施することは本原則に反しない。なお，具体的な必要性の判断については後述する。

4 審査の順序等

(1) 審査開始の順序

ア 審査申立事件

審査申立事件の審査の順序は、原則として審査申立ての順序による（法 33 I 本文）。^{*99}ただし、特に緊急を要するものと認めるとき^{*100}には、検察審査会長の判断により、その順序を変更することができるものとされている（法 33 I ただし書）。

イ 職権審査事件

職権による審査の順序は、検察審査会長がこれを定めることとされている（法 33 II）。

(2) 複数事件の併行審査

法 33 条 1 項は、審査の着手（審査会議における審査の開始）の順序に関する規定であって、申立ての順序に従って 1 件ずつ事件を終局的に処理していくことまでは要求しているものではないため、数個の事件を併行して審査することも可能であると解される。そこで、例えば、次のような運用があり得ると思われるので、検察審査会事務官は検察審査会の判断に必要な範囲で助言を行う。

- ① ある事件の審査において、証人の病気等を理由に尋問期日までに相当の日時をおく必要があるケースで、別事件の審査期日を定めて併行して審査を進めたり、予定していた証人等が出頭しなかったケースで、別事件の審査を併行して進めたりする運用
- ② 非常に複雑な事件と比較的簡単な事件が同時に係属しているケースで、比較的簡単な事件を先に審査することにより、検察審査員の審査方法等への習熟度を向上させ、非常に複雑な事件の審査をより能率的に進める運用
- ③ ②と同様のケースで、検察審査員の交代時期が近く、残りの任期中非常に複雑な事件について議決に至ることが到底できないと思われる場合に、同事件を検察審査員交代後の検察審査会の審査に委ねることとして、比較的簡単な事件を先に審査する運用

第3 審査申立て及び申立て受理に伴う事務

1 申立ての方法等

(1) 書面による申立て

審査の申立ては、不起訴処分を不当とする理由その他令 18 条 1 項所定の事項を記載し、審査申立人が署名押印した書面によってしなければならない（法 31）。^{*101}た

*99 この規定は、審査申立事件についてのみ定めており、それ以外の事件については明文の規定はないが、第二段階の審査事件については、検察官の再度の不起訴処分の通知（法 41 III）を受理した日または検察官の再度の不起訴処分があったとみなされる期間経過の日（法 41 の 2 II 本文）を基準として、その先後により順序を定めるのが相当であると解される。また、複数の種類の事件が同時に係属した場合は、審査申立事件について申立日、職権審査事件について職権審査開始の議決日、第二段階の審査事件について前記の日を基準としてそれぞれの先後によって審査の順序を定めるのが相当であると解される。

*100 審査につき特に緊急を要するものとしては、公訴時効が切迫している事件や、移送の議決を行う必要があることが明らかな事件などが考えられる。

*101 審査申立人が申立書を書くことができない特段の理由があるときは、検察審査会事務官が審査申立人の依頼に応じて事実上申立書を代書し、審査申立人がこれに署名押印して提出することは差し支えない。この場合、申立書の欄外に「審査申立人の求めにより代書した」旨を記載し、同事務官が署名押印しておく取扱いが相当であ

だし、被疑者の年齢、職業及び住居、不起訴処分の年月日並びに不起訴処分をした検察官の氏名が明らかでないときは、これを記載することを要しない（令 18 I ただし書）。

また、審査申立人は、申立書に、審査に必要と考えられる被疑事件関係者の氏名及び住居を記載し、かつ、審査に必要と考える資料を添付することができる（令 18 II）。

なお、検察審査会に対する審査の申立てについては、その手数料は不要である。

(2) 代理人等による申立て

審査の申立ては、審査申立人が審査申立ての時点において申立ての意義を理解する能力（告訴能力と同一に解してよいと考えられる。）を有する限り、有効であると解されている。もっとも、法定代理人や弁護士その他の任意代理人によっても審査の申立てをすることができる。^{*102}法定代理人による申立ての場合は、その資格を証する書面又は戸籍謄本（写し）、^{*103}任意代理人による申立ての場合は、申立書に委任状等を添付させるのが相当であると考えられる。^{*104}

(3) 申立期間

審査の申立てについては、除斥期間等の規定がなく、いつでもこれを行うことができる。ただし、不起訴処分の対象となった被疑事実について公訴時効が完成したり、被疑者が死亡したり、被疑事実につき刑の廃止や大赦があった場合は、審査を求める利益がないことから、検察審査会は、申立てを受理した上で、不起訴相当の議決をすることとなる。

(4) 申立ての効果

検察審査会への審査の申立ての法的効果については特段の規定はなく、公訴時効の停止（刑訴 254）の効果もない。したがって、審査申立後に審査申立事件の公訴時効が完成することもあり得ることから、特に時効が切迫している事件の申立てがあった場合には、検察審査会事務官は、検察審査会において徒らに公訴時効が完成してしまうようなことがないように審査の順序について検察審査会長に注意喚起するなど、審査期間等に特に留意する必要がある。

なお、同一被疑事件につき、付審判請求、同請求棄却の決定、検察庁に対する再告訴、検察官の再起通知、不起訴処分に対する抗告申立て等がなされても、検察審査会に対する審査申立てに直接影響を及ぼすことはないと考えられる。したがって、例えば、付審判請求と検察審査会の審査申立てが競合した場合、付審判請求の

ると考えられる。

*102 代理人の権限としては、審査の申立て、その補足、釈明のほか議決の要旨の受領等の事実行為が包含されるが、審査申立人に代わって尋問を受けることは当然でなく、会議非公開の原則（法 26）から、代理人が審査申立人の尋問に立ち会うことも許されないと解されている。

*103 共同親権者のうちの 1 人が、被害者の法定代理人として審査申立てを行う場合は、他の親権者が行方不明などの事由により共同して親権を行使し得ない場合に限り可能である（民法 818 III ただし書）。よって、そのような場合には、行方不明など、共同で親権を行使し得ない事情についての疎明資料を提出させる必要がある。

*104 審査申立人が会社その他の法人である場合には、代表取締役、理事長など当該法人の代表者が申立てをすることになる。この場合にも法人の全部事項証明書など法人の存在及び代表者の代表権を証する書面（写し）を添付してもらうのが相当である。

結果とは関係なく、検察審査会は議決をする必要がある。^{*105}

(5) 申立ての取下げ

申立ての取下げについては、法令上特段の規定はないが、審査申立人は、検察審査会の議決があるまでは申立ての取下げをすることができ、検察審査会は、申立ての取下げがあったことを確認するため、審査会議を開いて「審査打切り」の議決をすることが相当と解されている。ただし、申立ての取下げの効果は、検察審査会がこれを受理したときに発生するものと解されている。^{*106}

なお、申立ての取下げがあった場合でも、検察審査会は、同一事件について職権審査を開始することはできると考えられる（法2Ⅲ）。^{*107}

おって、申立ての取下げに基づき、検察審査会が審査打切りの議決をしたときは、検察審査会事務官は、審査事件簿の「議決の趣旨」欄に「審査打切り」と記載し、議決年月日欄にその年月日を記載し、備考欄に取下げによることを明らかにしておくべきである。

2 申立書の調査・補正

申立書を受理する際、当該事務を取り扱う検察審査会事務官は、令18条に規定する記載事項の記載の有無などを調査した結果、申立書に不備がある場合、^{*108}検察審査会事務官は、直ちに補正できるものはその場で補正させるべきである。また、令18条に規定する記載事項以外にも、後述する形式的議決に該当する事由があることが明らかである場合には、これを審査申立人に指摘して再考を促すことが考えられる。

他方、審査申立人から不備のままでの受理を強く求められた場合、又は郵便等をもって提出された場合等、その場で補正することができない場合であっても、明文上、検察審査会事務官の判断において申立書の受理を拒否することができる規定はないことから、いったん受理した上で、検察審査会が審査会議において申立却下の議決をする必要があると解されている。^{*109}

なお、審査申立人が補正に応じて申立書を出し直した場合でも、いったん受理手続をしている場合には、後の申立書を改めて立件する必要はない。

*105 このとき、検察審査会としては、付審判請求の結果が出るのを待って議決することも考えられるが、検察審査会事務官は、当該付審判請求の結果が出る前に審査申立事件公訴時効が完成するおそれがあるような場合には、速やかに議決をする必要があることに注意を要する。そのため、競合する付審判請求の係属裁判所に不起訴記録が提出されている場合には、検察庁に記録の一時返還を要求させうえて、速やかに不起訴記録を取り寄せるなどの方法をとることが考えられる。

*106 申立ての取下げは、書面でするのが相当と考えられるが、審査会議に審査申立人を呼び出した場合に、会議の席上で取下げの意思表示が為された場合は、検察審査会事務官は、会議録の審査手続欄にその旨を記載しておけば足りる。

*107 第二段階の審査は、起訴相当の議決に対して検察官が改めて不起訴処分を行った場合に当然に行われるもので、申立てによるものではない（法41の2）ことから、申立ての取下げという概念はない。また、第二段階の審査の前提となっている第一段階の審査が申立てによるものであっても、既に第一段階の審査は終了しているので、第一段階の審査について申立ての取下げがあったとしても、効力はない。ただし、第一段階の審査申立人（複数の場合は全員）が、検察審査会に対し、起訴相当の議決にかかる事件について検察官が公訴を提起しないことに不服がない旨の申告をしたときは、検察審査会は、第二段階の審査を終了させることができる（法41の3）。

*108 例えば、申立書に記載された不起訴処分や被疑事実等が全く特定を欠いている場合が考えられる。

*109 申立書の「不起訴処分を不当とする理由」の記載を欠く場合、受理の段階でなるべく補正させるべきであるが、審査申立人が補正に応じないときはそのまま受理し、審査の段階で審査申立人に釈明を求め明らかにすることも考えられる。

3 受理手続等

(1) 受理

ア 受付・立件

検察審査会事務官は、申立書の提出を受けたときは、申立書の第1ページ目の余白に受付日付印を押し、審査事件簿に登載する。^{*110}また、その受付日付印の所定の箇所に、事件の符号（「申立」又は「起相」）及び番号を記載し、その傍らに認印して立件する。^{*111}

イ 当直受付による受理

申立書が地方裁判所又は同支部の当直員によって受付接受された場合、検察審査会事務官は、審査事件簿の「受理又は職権審査開始年月日」欄には、当直員の押捺した受付日付印の年月日を記入し、「備考」欄に地方裁判所又は同支部の当直受付である旨を表示する。なお、封筒は雑つづりにつづり込めば足りる。

ウ 審査資料の取扱い

審査申立人等から申立てと同時に審査資料（法38の2）が提出された場合、検察審査会事務官は、審査資料の授受を確実にするため、審査事件会議録の「提出資料」欄に品目等所定の事項を記載する。また、審査申立人に返還の要否を確認し、返還を要するものについては審査資料受渡簿にも登載する。ただし、提出された審査資料のうち、複写できるものは提出者の同意を得て複写し、原本をその場で提出者に返還する取扱いも考えられる。^{*112}

(2) 申立受理通知等

申立書が郵送されてきた場合には、審査申立人又は差出人に対し、審査申立受理通知書を送付し、事後の審査の適正、能率化を図るため、これと同時に申立理由の補正その他審査上必要と思われる事項や参考資料の存否について照会する運用も考えられる。

また、検察庁において、検察審査会の「起訴相当」又は「不起訴不当」の議決に備え当該事件の証拠品の処分を留保することも考えられるため、検察庁から検察審査会に対し、審査申立て又は職権審査開始があった場合にはその旨直ちに通知されたい旨の依頼があった場合には、依頼に応ずる扱いも差し支えないと考えられる。

参考までに、審査申立人あて受理通知の様式を例示する【別添書式「審査申立受理通知書」】。

(3) 審査会長への連絡

検察審査会長は、審査会議の議長となり（法15Ⅱ）、会議期日を指定し、検察審査員及び補充員を招集する（法22）等、審査会議を主宰する。したがって、検察審査会事務官は、審査申立てがあった場合、できるだけ速やかに会長に連絡した上、審査計画を立てる必要がある。ただし、近日中に次回会議期日が指定されているよ

*110 移送記録送付書、または起訴相当議決に対する不起訴処分の通知書（法41の2Ⅰ本文参照）の送付を受けた場合の取扱いも同様である。

*111 審査申立事件について検察庁から記録を取り寄せたところ、被疑事実の内容が同一でありながら申立書記載の罪名と異なるが考えられる。この場合、審査事件としての罪名は、申立書の罪名を取るべきであると考えられるが、不起訴裁定書の罪名は、申立罪名の次に括弧で記載するのが相当と考えられる。

*112 その際、複写したものには「写」であることを表示しておく取扱いが相当である。

うな場合には、当該事件について時効完成が迫っている等緊急処理を必要とする事情がない限り、次回会議期日において連絡をすれば足りる場合もあると考えられる。

第4 審査開始に至るまでの事務

1 検察審査会長との連携

(1) 意義

検察審査会長は、審査会議を招集し（法 22）、審査会議の議長となり、検察審査会の事務を掌理するほか、検審事務官を指揮監督する（法 15Ⅱ）。また、審査申立事件について、特に緊急を要するものがあるときは、審査の順序を変更し、職権審査事件について審査の順序を定めることができる（法 33）。

このような権限を持つ検察審査会長は、他の検察審査員よりも検察審査会制度をより深く理解し、個々の審査事件についても、十分に事案の内容を把握した上で、適切なリーダーシップを発揮して適確に審査会議を運営することが望まれる。そのためには、検察審査会事務局が、検察審査会長との連携を密にし、検察審査会長を適切に補助することが必要不可欠となる。^{*113}

(2) 事前準備における連携

具体的な事件審査に当たって適確な議事進行が行われるためには、検察審査会長が事件の概要や争点を十分に把握した上で事前準備を行う必要がある。検察審査会事務局は、そのために検察審査会長と必要な協議等を行う。

ア 事前準備の内容

(ア) 検察審査会事務局は、審査会議の開催回数、他の係属事件との関係、会議の進行、審査資料の内容及び作成に要する時間、審査補助員又は専門的助言者の要否等について検察審査会長と協議する。^{*114}

(イ) 検察審査員及び補充員が発言しやすいよう、綿密な審査計画を立てる。

具体的には、検察審査会長に、検察審査員及び補充員に活発に議論してもらうように、討論のテーマを明確化・具体化したり、会議の進行にメリハリをつけたり、積極的な発言が少ない場合は、指名して発言を促すよう依頼することが考えられる。

イ 事前準備の時期

事前準備の時間を確保する際は、検察審査会長の負担にならないよう配慮する必要がある。一般的には、会議期日の会議開始前や会議終了後の時間に行うことが考えられる。事案によってどうしても審査会議以外の日に検察審査会長に出頭してもらわなければならない場合もあり得るが、そのような場合であっても、で

*113 検察審査会長は、自分を含め法律の素人で構成される検察審査会を運営しなければならないが、心理的負担は相当に大きいと思われる。したがって、検察審査会事務局は、検察審査会長のこのような心理的負担を軽減し、検察審査会長が自覚と自信をもって会議を進められる雰囲気、検察審査会事務局に気兼ねなくアドバイスを求められる雰囲気を作るよう心がけ、検察審査会長への報告、連絡、相談を密にしながら、相互の信頼関係を醸成できるようにしていくことが重要である。

*114 事前準備として、検察審査会事務局から検察審査会長としての心得を交付したり、審査会議の一連の手続や会議の進め方、定例会議等の運営等に関する資料を貸与したり、辞退の承認、臨時の検察審査員・補欠の検察審査員の選定手続及び候補者の資格審査等について、会議の式次第を用意することなどが考えられる。また、審査会議前に審査資料に目を通してもらい、必要に応じて検察審査会事務局が適宜説明を加えることも考えられる。

きる限り検察審査会長本人の意向に沿うよう配慮すべきである。

ウ 審査資料の持出し

不起訴記録及び事務局で作成した摘録（不起訴記録の要点をかいつまんで示したものであり、審査資料として作成される。）は、捜査の秘密に関する事項や被疑者や関係人の名誉・プライバシーに関する事項が記載されている。そのため、不起訴記録及び事務局で作成した摘録を庁外に持ち出すことは、事前準備のため等であったとしても、紛失したり第三者が複写して外部に出るおそれがあることから許されない。

(3) 時効切迫事件における連携

時効切迫事件は、公訴時効が完成していない以上は、早急に審査会議を開催して議決されることが望ましいと考えられる。したがって、時効切迫事件が係属したことが判明したときは、検察審査会事務官は、検察審査会長と連携して公訴時効完成前の議決に向けて必要な事務を行う。

ア 時効完成日の把握

検察審査会事務官は、申立書記載の犯罪日時を不起訴記録等で確認し、公訴時効完成日を把握する必要がある。審査記録の表紙に表示する等、公訴時効の完成日を失念しないような措置をとる工夫も考えられる。

イ 方針及びスケジュールの確定等

検察審査会事務官は、速やかに時効切迫事件が係属した旨を検察審査会長に報告し、検察審査会長の指揮を受けて、できる限り時効完成前に審査を終了できるよう十分な打合せを行って、早期に方針及びスケジュールを確定する必要がある。また、審査事件が複数係属しているような場合には、審査の順序を変更して優先的に時効切迫事件の審査を開始できるよう審査会長に相談することも考えられる。

さらに、検察審査会事務官は、審査会議において審査が円滑に進められるよう、検察審査会長の指揮を受けて審査資料の作成等の補助事務を行う。

ウ 期日指定

検察審査会事務官は、検察審査会長の指揮を受けて、第1回目の審査期日ができるだけ早い時期に指定されるようにする。次回期日に会長互選会議が指定されている場合は、会長互選会議後に引き続き開催する臨時会議において直ちに審査に入れるよう準備を進める。

また、審査会議期日において、既に指定してある会議期日のみでは時効完成前に審査を終了できないおそれがある場合に、時効切迫事件について検察審査員及び補充員に十分説明をした上で理解を求め、できる限り11人以上となるように、検察審査員及び補充員が最も多く出席できる日を新たな臨時会議期日として指定することも考えられる。

2 不起訴記録の取寄せ

検察審査会が検察官の不起訴処分の当否を審査するに当たっては、まず検察官の判断が表明されている不起訴裁定書及びその判断の資料となった不起訴記録を検討する必要がある。そのため、事件が係属した場合、検察審査会は議決に基づき検察官に不

起訴記録の提出を求めて（法 35 前），取り寄せることになる。^{*115}

(1) 包括委任

不起訴記録の取寄せは検察審査会の権限であり（法 35 前），検察審査会の議決が必要となると解されているが，事件審査を行うために不起訴記録が必要なことは当然であるから，事件が係属するごとに検察審査会が取り寄せの要否を判断する必要性は乏しいと思われる。したがって，検察審査会事務局長は，会長互選会議期日における臨時会議等の機会に，事件係属の都度，検察審査会名で不起訴記録の取寄せを行うことについて，検察審査会の包括的な委任を受けておくことが相当であると考えられる。

この包括委任を受けている場合，検察審査会事務局長は，任期終了による検察審査員及び補充員の交替後，新たな検察審査会長が互選されるまでの間であっても，検察庁に対して検察審査会名で不起訴記録の取寄せを行って差し支えないと解されている。^{*116}もともと，新たな検察審査会長が互選されたときは，改めて包括委任を受けることが相当と考えられる。

(2) 取寄方法等

ア 取寄先

不起訴処分を行った検察官が処分当時所属していた検察庁の長に対して行う。不起訴記録が関連事件の捜査のため他の検察庁に保管されている場合であっても同様である。審査対象となる不起訴処分を行った検察官が，地方検察庁（本庁）の検察官である場合は検事正，支部所属の検察官である場合は支部長，区検察庁所属の検察官である場合は上席検察官に対して行う。^{*117*118}

イ 取寄時期

即時に審査に着手できる場合，検察審査会事務局長は，審査申立後又は職権審査開始後，審査会議の事前準備の期間を考慮し，比較的早い段階で取り寄せることが相当と考えられる。

ただし，不起訴記録は，できる限り検察審査会事務局で長期間保管しないよう

*115 申立書の記載等から，検察審査会事務局において明らかに不適法と思われる申立てであっても，検察審査会が審査会議において審査したうえ却下等の議決をする必要がある以上は，検察官に不起訴記録の提出を求めることが必要になる。

*116 前の検察審査会と後の検察審査会は単に構成員を異にするのみであり，委任は依然として効力を有すると考えられるからである。ただし，この場合でも，あくまで取寄せ権限は検察審査会にあることから，検察審査会事務局長名で取寄せを行うことは相当でない。

*117 検察官の不起訴処分について，上級官庁に対する不服申立てとして，高等検察庁に対して不起訴処分に対する不服申立てがなされることもあるが，高等検察庁の検察官が取り調べた書類まで，原不起訴処分をした地方検察庁に提出を求めることができない。したがって，高等検察庁における不服申立てに対する審査の際の参考人等の供述内容を知る必要がある場合には，これらの参考人等を検察審査会の証人として尋問することになると考えられる。また，これが困難であるときには，法 36 条により高等検察庁に対し，資料の内容につき報告を求めるか，または高等検察庁の検察官を証人として尋問する方法が考えられる。

*118 別件に関係があるとの理由や記録を整理中との理由により検察官から不起訴記録の送付を受けられない場合の対応としては，事案によっては，審査会議日に記録を借り出し，その日のうちに審査を終えてしまう方法や，検察官に対して会議に出頭することを要求し（法 35 後），その審査会議に記録を持参させた上で検察官から記録の内容を説明してもらうという方法も考えられる。なお，法 35 条は，資料の提出または会議への出席につき検察官に義務を課しているものではあるが，要求に応じない場合でも強制はできないと解されているため，その場合には，検事正に対し監督権の発動を求めることも考えられる。

配慮する必要があると思われる。そのため、係属事件が多い等の理由で審査開始の予定時期が定まらない場合や、相当期間経過後でなければ審査を開始できないことが明らかな場合、検察審査会事務局長は、検察庁に対し、審査事件の係属及び当該事件に関する不起訴記録その他関係資料の提出を求める予定があることを事実上通知するにとどめ、後日審査開始の見通しが立った段階で改めて不起訴記録を取り寄せることが考えられる。^{*119}

ウ 時効切迫事件

公訴時効が切迫している事件について審査申立てがあり、又は職権で審査を開始した場合、検察審査会事務局長は、検察庁に対し当該事件を早急に審査しなければならない事情を伝え、早期に検察庁から不起訴記録を取り寄せる必要がある。取寄せに時間がかかる場合は、検察庁の了解を得て事実上不起訴記録等を閲覧・謄写し、当該事件の公訴時効の完成日を確認するとともに、謄写した資料を元に摘録を作成することも考えられる。

エ 不起訴記録が廃棄されている場合

不起訴処分が存在が明確なときは、不起訴記録が廃棄されているため検察庁から取り寄せることができない場合でも、検察審査会は実質的審査をすべきことになる。この場合、不起訴記録が存在しないことから、検察審査会は、捜査内容や不起訴処分理由を調査して記録の再現を図り、その調査の結果得られた資料を基に公訴時効が完成しているかどうかを確認し、実質的審査を行うほかない。

もっとも、この調査はあくまで不起訴記録の再現のための調査であって、当該被疑事実の存否を検察審査会が再捜査するものではない。そのため、具体的な調査方法は、検察庁に照会したり、担当検察官から事情を聞いたり、審査申立人に意見書を提出させるなど、自ずとその範囲が限定されることとなると思われる。

(3) 保管方法

不起訴記録は、検察審査会が審査の必要上、刑事訴訟法 47 条ただし書の特例として、検察庁から一時的に借り受けて保管しているにすぎず、捜査の秘密に関わり本来公開してはならないものであるから、検察審査会事務官は、秘密保持について細心の注意を払い、不起訴記録を厳重に保管する必要がある。^{*120}

したがって、検察審査会事務官は、不起訴記録を机上に放置したまま離席しないよう留意し、審査会議終了後は速やかに不起訴記録を基に作成した審査資料（摘録）を回収するなどといった基本的な配慮を怠ってはならない。また、検察審査会事務官は、会議録の提出資料欄を用いて保管状況を把握するとともに、事件終局後は、速やかに不起訴記録を検察庁に返還しなければならない。

3 不起訴記録に基づく事前の検討

検察審査会事務官は、検察官から取り寄せた不起訴記録と申立書記載事項等を照合

*119 関連事件が公訴提起され、その判決確定まで不起訴記録を取り寄せられない場合は、審査を中止して当該事件の経過をみるのもやむを得ないと考えられる。

*120 不起訴記録は、下級裁判所会計事務規定の準用がなく保管物として取り扱う規定がないことや、庁舎施設上の制約から、現在ある設備で最も厳重な形で保管するほかなく、施錠できる記録庫に入れ、検察審査会事務局長の責任において保管することとなる。

し、当該審査事件における審査対象の特定や、形式的議決事由の有無について事前の検討を行う。その結果、申立ての適法性等に疑義を生じた場合等には、検察審査会に当該検討結果を報告するなどし、申立書の補正の要否や形式的議決（審査打切り、申立却下及び移送）の検討も含めた審査を助言して議決を仰ぐ必要がある。

(1) 審査対象の特定

ア 不起訴処分の個数（不起訴処分の単一性）

ア) 不起訴処分が複数の場合

審査の対象は不起訴処分の当否であるから、既に議決があった同一の不起訴処分に対して再度申し立てをすることはできない（一事不再理，法 32）。^{*121*}^{*122}ただし、検察審査会事務官が審査対象となる不起訴処分の特定をする際には次の点に留意して検討する必要がある。^{*123}

- ① 既になされた議決が形式的議決（審査打切り、申立却下）の場合は、「不起訴処分の当否に関し検察審査会の議決があった」とはいえないと解されているため、同一事件の不起訴処分についてさらに審査の申立てをすることができる。
- ② 検察審査会が審査する対象は、被疑事実ではなく、あくまで検察官の不起訴処分であるものと解されているから^{*124}、被疑事件又は被疑事実がたとえ同一であっても、不起訴処分が2回なされているときは、審査の対象は2個あることとなる。したがって、一度検察審査会が不起訴相当の議決をした事件について、その後検察官が事件を再起した上で不起訴処分としたようなときには、再起した事件に対する不起訴処分について改めて審査の申立てをすることができる。^{*125}
- ③ 検察官の不起訴処分（以下、この項において「第一処分」という。）に対し、検察審査会が起訴相当または不起訴不当の議決をした事件について、検

*121 同一の不起訴処分について再度の申立てがあった場合の対応としては、検察審査会事務官において一応窓口で取下げを勧告し、審査申立人がこれに応じなければ、検察審査会が議決を経て却下することになると思われる。

*122 同一の不起訴処分について再度の申立てがあった場合は、検察審査会において申立却下の議決をすることとなるが、再度の申立てかどうかの調査方法としては、不起訴裁定書に検察審査会で議決済みであることが分かるように付せんを貼付する扱いをしてもらうなど、検察庁の協力を求めることも考えられる。再度の申立てであることを看過して議決がなされたとしても、二度目の議決は申立て自体が違法であり、審査、議決の前提を欠いているわけであるから、当然無効であるという考え方もある。

*123 法 32 条では、同一事件について更に審査申立てができないとされているが、新たな証拠を発見する等事情の変更があれば、職権審査をなし得るものと解されている。

*124 平成 25 年 2 月 20 日神戸地裁判決が、「同一の事実関係であっても、新たな補充捜査等によって証拠関係やその評価が変動するなどし、検察官の判断が変わって前と異なる理由で不起訴処分がなされた場合には、その当否について改めて審査をするのが、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るとする検察審査会法の目的に叶うものである（なお同法 41 条の 8 参照）から、同法 32 条の「同一事件」とは、検察官がした個々の不起訴処分をいうものと解するのが相当であり、これは、同法の改正（平成 16 年法律第 62 号参照）の前後を通して異なるところではない。」旨判示していることが参考になる。

*125 例えば、同一被疑事件につき、検察官がいったん「嫌疑なし」として不起訴処分を行った後、新たに証拠を得て事件を再起し、捜査の結果「起訴猶予」の裁定をしたような場合には、それぞれの不起訴処分が審査の対象となり得るから、前の不起訴処分（嫌疑なし）に対しても、後の不起訴処分（起訴猶予）に対しても審査申立てをすることができる。これは、後の不起訴処分の理由が前の不起訴処分の理由と同様であっても同じであると解されている。

察官があらたな不起訴処分（以下、この項において「第二処分」という。）をした場合（法 41 I, II），第一処分と第二処分とは別個の不起訴処分であるから、第二処分に対する審査の申立ては法 32 条には反しないと解されている。

ただし、起訴相当の議決に対し、検察官が第二処分をしたときは（不起訴処分をしたとみなされる場合を含む。）、検察審査会は、申立てによるまでもなく審査を行わなければならないこととされているから（法 41 の 2 I 本文）、当該第二処分に対し審査の申立てをすることはできない。

また、不起訴不当の議決に対し、検察官が同一の理由により第二処分をしたときは、^{*126}第一処分と第二処分とは別個の不起訴処分であるが、実質的には同一の不起訴処分といえることができるから、当該第二処分に対して審査の申立てをすることはできない（法 41 の 8）。

(イ) 被疑事実が複数の場合

不起訴処分がなされた複数の被疑事実のうち、一部の被疑事実についてのみ審査の申立てがなされた場合、申立ての対象となっていない他の被疑事実についても審査の対象に含まれるのか。また、審査の対象に含まれないとした場合、職権審査の開始は可能かという問題がある。

この点、複数の被疑事実について1通の不起訴裁定書が作成されている場合があるが、裁定書の通数と不起訴処分の個数は必ずしも同一ではなく、不起訴処分の個数によって対応が異なる。不起訴処分を1個とみれば、審査申立ての効力は当然申立ての対象となっていない他の被疑事実にも及ぶことになるが、被疑事実ごとに各別に不起訴処分がなされたものとみれば、不起訴処分は複数あることになり、審査の対象は、申立てられた被疑事実に対する不起訴処分の当否に限定される。

不起訴処分の個数については、罪数関係を基準として考えることになるが、複数の被疑事実が包括一罪あるいは科刑上一罪（観念的競合、牽連犯）等の関係にある場合には、その関係ある部分について不起訴処分は1個とされるのに対し、複数の被疑事実が併合罪の関係にある場合は、事実ごとに不起訴処分があるものといえる。例えば、A事実とB事実とは観念的競合、これとC事実とは併合罪の関係にあるときは、ABにつき1個、Cにつき1個、計2個の不起訴処分があると考えるのが自然である。したがって、同一の交通事故において被害車両の運転手甲を死亡させ、同乗者の乙に傷害を与えた事案において、被害者である甲の遺族から過失運転致死事件の審査申立てがなされたときは、甲に対する過失運転致死と乙に対する過失運転致傷の各事実は観念的競合の関係にあると解されているから、乙に対する過失運転致傷の事実についても申立ての効力が及ぶ。

しかし、これと併合罪の関係にある道路交通法違反（救護義務違反等）につ

*126 同一の不起訴裁定主文であり、証拠関係や証拠評価の在り方にも変動がなく、実質的に同一の裁定と認められるような場合が考えられる。

いては、申立てがない場合は、甲の遺族からの申立ての効力は及ばないと解されている（このような場合、申立ての効力が及ばない被疑事実につき職権審査開始の議決を行う必要があることも考えられる。）。

なお、公訴提起の効力は、科刑上一罪等の場合を含め一罪の全てに及ぶことから、起訴された事実と一罪の関係にある限り、起訴されなかった他の被疑事実に対する審査申立ては、不適法として申立却下の議決をすることとなる。^{*127}

イ 審査の範囲の特定（不起訴処分の同一性）

申立書に記載された被疑事実が不起訴処分のなされた被疑事実と同一性を有しないときは、不起訴処分が行われていない事件に対して申立てがなされたものとして不適法となる。

なお、審査の結果、検察審査会が不起訴処分のなされた被疑事実と別の被疑事実について心証を得たとしても、不起訴処分のなされた被疑事実について議決をすることとなる。

不起訴処分の同一性の有無については、一般的にいえば、公訴事実の同一性に関する刑訴法の考え方と同じ基準に従うこととなるが、不起訴処分の同一性を判断する場合に、不起訴裁定書に記載された被疑事実の要旨のみに限定して考える必要はなく、司法警察員の事件送致書や告訴状、告発状に記載された被疑事実をも参酌して、どのような社会的事実について不起訴処分がなされたのかを判断して差し支えない。

すなわち、過失運転致死傷事件の不起訴裁定書には「軽自動車を運転中、前方注視不十分により、歩行者に加療○週間の傷害を負わせた。」といった程度の簡略化された被疑事実しか記載されていない場合であっても、不起訴記録全体から、犯行の日時、場所、加害車両、道路状況、被害者との位置関係、具体的な注意義務違反の態様等を補足し、これに基づいて議決をしても、不起訴処分の対象となった事実と同一性のない事実について議決したことにはならないと考えられる。

^{*128}

(2) 形式的議決事由の有無の調査

ア 不起訴処分の有無

検察審査会の審査対象は、検察官が行った不起訴処分の当否であるから、①不起訴処分がなされていない場合、^{*129}②不起訴処分以外の処分がなされた場合、③単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない場合の申立ては不適法と考えられる。

したがって、検察審査会事務官は、審査対象となる不起訴処分の有無を調査する必要がある。

^{*127} 例えば、結合犯（強盗）について告訴し、検察官がその一部（窃盗）のみを起訴した場合には、結合犯（強盗）や結合犯の他の一部（暴行、脅迫）について審査申立てできないし、また、住居侵入及び強姦未遂罪で告訴し、検察官が住居侵入罪のみについて起訴した場合には、強姦未遂罪について審査申立てできないと解されている。

^{*128} 議決書に記載する「被疑事実」は、不起訴裁定書記載の被疑事実であり、同一性を有する範囲で検察審査会が心証を得た被疑事実ではないことに留意する必要がある。

^{*129} ただし、議決前に不起訴処分がなされた場合は、瑕疵が治癒されて適法な申立てとなると解される。

(ア) 検察官の処分の種類

検察官の処分は、次の①及び②のように分類できる。

- ① 終局処分：事件について必要な捜査を遂げた後に、公訴を提起するかどうかを最終的に決める処分。

a 公訴の提起（起訴処分）

b 不起訴処分

- ② 中間処分：将来の終局処分を予想してその前にする暫定的な処分。

a 中止処分

被疑者等の所在不明や病氣等を理由に一時捜査を中止する処分。

b 移送処分

当該事件を管轄検察庁の検察官に移送する処分

検察審査会の審査の対象となるのは、上記②「不起訴処分」の当否のみであって（法 30 本文）、起訴処分及び中間処分の当否は審査の対象とはならず、また、一度公訴を提起した後に行う公訴取消（刑訴 257 条）も審査の対象外であると解されている。

(イ) 不起訴処分の種類

検察官が事件を不起訴処分にするときは、不起訴裁定書によって不起訴の裁定をする。不起訴処分の種類すなわち裁定主文（不起訴処分の理由）は下記のとおりであるが、そのいずれも審査申立ての対象とすることができる。

- ① 被疑者死亡 被疑者が死亡したとき。

- ② 法人等消滅 被疑者である法人又は処罰の対象となるべき団体等が消滅したとき。

- ③ 裁判権なし 被疑事件が我が国の裁判管轄に属しないとき。

- ④ 第一次裁判権なし、不行使

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」、「日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書」又は「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」に基づき、アメリカ合衆国軍当局又は国際連合軍当局が第一次裁判権を行使し、又は、我が国が第一次裁判権を放棄したとき。

- ⑤ 親告罪の告訴・告発・請求の欠如・無効・取消し

親告罪又は告発若しくは請求を待つて論ずべき罪につき告訴、告発又は請求がなかったとき、無効であったとき又は取り消されたとき。

- ⑥ 通告欠如 道路交通法 130 条の規定により公訴を提起することができないとき又は同条の規定により家庭裁判所の審判に付することができないとき。

- ⑦ 反則金納付済み

道路交通法 128 条 2 項の規定により公訴を提起することがで

きないとき又は同項（同 130 の 2 Ⅲにおいて準用する場合を含む。）の規定により、家庭裁判所の審判に付することができないとき。

⑧ 確定判決あり

同一事実につき既に既判力のある判決があるとき。

⑨ 保護処分済み

同一事実につき既に少年法 24 条 1 項の保護処分がなされているとき。

⑩ 起訴済み

同一事実につき既に公訴が提起されているとき（公訴の取消しがなされている場合を含む。）。

⑪ 刑の廃止

犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。

⑫ 大赦

被疑事実が大赦にかかる罪であるとき。

⑬ 時効完成

公訴の時効が完成したとき。

⑭ 刑事未成年

被疑者が犯罪時 14 歳に満たないとき。

⑮ 心神喪失

被疑者が犯罪時心神喪失であったとき。

⑯ 罪とならず

被疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき又は犯罪の成立を阻却する事由のあることが証拠上明確なとき。ただし、刑事未成年又は心神喪失を理由とする場合を除く。

⑰ 嫌疑なし

被疑事実につき、被疑者がその行為者でないことが明白なとき又は犯罪の成否を認定すべき証拠のないことが明白なとき。

⑱ 嫌疑不十分

被疑事実につき、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なとき。

⑲ 刑の免除

被疑事実が明白な場合において、法律上刑が必要的に免除されるべきとき。

⑳ 起訴猶予

被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないとき。

(ウ) 少年事件における家裁不送致処分

検察官は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、少年法 20 条の規定によって家庭裁判所から逆送を受けた事件である場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。しかし、検察官が、少年に犯罪の嫌疑がなく又は罪とならないと思料し、かつ、ほかに家庭裁判所の審判に付すべき事由がないと思料するときは、事件を家庭裁判所に送致しない処分をすることとなる（少 42, 45⑤）。この処分は、実質的には不起訴処分であるから、検察審査会の審査の対象とすることができるものと解されている。

もっとも、この場合でも、検察審査会が家庭裁判所の審判に付すべき事由の有無について審査をすることはできず、検察官も当該事件を直接起訴することはできないから、検察審査会は、審査の結果検察官の処分を不当と思料するときであっても、議決時に被疑者が満 20 歳に達していないときは、「本件を家庭

裁判所に送致しない処分は相当でない」旨の議決を行うこととなると考えられる。

(3) 申立権の有無

検察審査会に対し審査申立てができるのは、①告訴若しくは告発をした者、②請求を待って受理すべき事件についての請求をした者、③犯罪により害を被った者（犯罪により害を被った者が死亡した場合には、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）である（法2Ⅱ，30本文）。

ア 告訴若しくは告発をした者

告訴及び告発は、いずれも捜査機関に犯罪事実を告げてその訴追を求める意思表示であり、そのうち犯罪の被害者及びこれと一定の関係にある者が行うのが告訴（刑訴230ないし238）、その他の者が行うのが告発（刑訴239）である。

告訴・告発をした後、これを取り消した者（刑訴237）が審査申立てをした場合、当該審査申立人は、原則として法30条にいう「告訴若しくは告発をした者」に当たらないものと解されている。^{*130}また、告訴人が死亡した場合、その相続人が告訴人として審査の申立てをすることはできないと解されている。^{*131}ただし、これらの場合においても、その申立てを職権審査の端緒とすることは差し支えないと考えられる。

イ 請求を待って受理すべき事件についての請求をした者

請求とは、捜査機関に犯罪事実を告げてその訴追を求める意思表示であり、請求を待って受理すべき事件とは、一定の者の請求がなければ有効な公訴の提起をすることができない罪である。^{*132}

ウ 犯罪により害を被った者（犯罪により害を被った者が死亡した場合には、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹^{*133}）

犯罪により害を被った者（被害者）とは、犯罪により侵害された法益の主体、すなわち、犯罪の直接の被害者をいうものと解されているが、被害法益が一般的には公益に関するものとみられる場合であっても、その個々の法規に違反した行為によって直接自己の身体、財産に被害を受けた者はこれに当たるとの見解もある。^{*134*135}

*130 ただし、親告罪について、告訴取消しをした被害者が、告訴取消しを真意でないとして審査申立てをした場合、検察審査会は、告訴取消しの有効、無効を審査した上で、無効であると判断したときは起訴相当、不起訴不当若しくは不起訴相当等の実体に関する議決をなすべきと考えられる。また、告訴取消しが有効であると判断したときであっても、審査申立人が被害者等としての申立権を有すると判断されるときは、同様に実体に関する議決をなすべきであって、申立てを却下すべきではないと考えられる。なお、非親告罪については告訴不可分の原則の適用がないから（刑訴238）、非親告罪の共犯者の1人を告訴した者は、他の共犯者につき告訴人として審査申立てをすることはできない。労働基準法違反事件について不起訴処分があったとき、告訴若しくは告発をした者の所属する労働組合には告訴人としての審査申立権はないと解されている。

*131 もっとも、死亡した告訴人が「犯罪により害を被った者」に当たる場合、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は法2条により、申立権を有する。

*132 例えば、刑法92条の外国国章損壊罪、労働関係調整法39条の罪（同法42）などがこれに当たる。

*133 「犯罪により害を被った者が死亡した場合」とは、犯罪と死亡との間に因果関係を要するものではないものと解されている。例えば、傷害の被害者が、傷害とは無関係の疾病で死亡した場合であっても、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は審査申立てをなし得るものと考えられる。

*134 裁判例としては、道路交通取締法違反被告事件（眠気を催し正常な運転ができないおそれがあるにもかかわらず

(4) 管轄

ア 管轄権の有無（法 30）

審査の申立ては、不起訴処分をした「検察官の属する検察庁の所在地を管轄する検察審査会」に対してしなければならない。

ここにいう「検察官の属する検察庁」とは、不起訴処分をした検察官が不起訴処分当時属していた検察庁をいうものと解され、検察庁の支部に勤務する検察官については、その「検察官の属する検察庁」は、当該支部となる。検察審査会法には、刑事訴訟法の管轄移転（刑訴 17）のような規定がないので、検察庁本庁所在地の検察審査会に審査を行う権限はない。また、関連事件の併合管轄（刑訴 3, 6, 9）を認める規定もないことから、共犯者 2 名につき、それぞれ別の検察庁の検察官が不起訴処分をした場合は、一方の検察庁の所在地を管轄する検察審査会は、他方の検察庁の検察官のした不起訴処分につき管轄権を有しない。同一の被疑者につき、それぞれ別の検察庁の検察官がそれぞれ異なる被疑事実について不起訴処分をした場合も同様である。^{*136}

イ 事物管轄

法 30 条ただし書に定める例外である「裁判所法第 16 条第 4 号に規定する事件」（刑法 77 条ないし 79 条の罪にかかる事件）及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する罪にかかる事件」の不起訴処分については、全く検察審査会の審査の対象としない趣旨であるから、審査申立て、職権の別を問わず審査をすることはできないと解されている。その理由は、前者は高等裁判所の事物管轄に属し、また、その犯罪の性質上、限られた範囲の地域の国民の意思を反映する検察審査会の審査の対象とするのには適さず、後者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 74 条によって公正取引委員会の告発にかかる同法違反の罪について不起訴処分があったときは、検事総長は遅滞なく法務大臣を経由して不起訴にした旨及びその理由を文書をもって内閣総理大臣に報告しなければならないとされ、別個に監督方法が規定されているからである。

ウ 移送に関する事務

管轄検察審査会以外の検察審査会に申立てがあったときは、申立てを受けた検察審査会は、当該申立てを管轄検察審査会（管轄検察審査会が 2 個以上ある場合には、一の検察審査会）に移送することになるが（令 21）、事件を管轄検察審査会に移送するには、審査会議における移送の議決に基づき検察審査会事

らず乗用車を運転し、もって無謀な操縦をしたもの）の控訴審判決の判決中、要旨「道路交通取締法によって保護される法益は、一般的には道路交通の安全という公益であるが、同法に違反して無謀な運転をし、他人の器物を損壊する行為があったときは、その行為によって損壊された物の所有者は、現に道路通行中のものでなくても、同法違反の「犯罪により害を被った者」に該当し、検察審査会法 2 条 2 項、30 条により審査の申立権を有する」（広島高松江支判昭和 31.5.14 高刑集 9・5・505 参照）として、本件運転により起こした物損事故の被害者の申立権を認めたものがある。

*135 公益的犯罪についての間接的な被害を受けた者は含まれないので、歯科医師法 29 条違反の罪について、歯科医師会は上記の被害者に当たらないものといえる。

*136 高等検察庁の検察官がした不起訴処分については、その高等検察庁の所在地を管轄する検察審査会が管轄検察審査会となると解されている。

務官が移送記録送付書を作成し、審査記録（申立書及び添付資料の原本）とともに送付する。この場合の議決書の理由には、「本件は、〇〇検察庁検察官何某のした不起訴処分に対する審査の申立てであり、〇〇検察審査会の管轄に属するものと認められるので、本件を同検察審査会に移送する。」旨記載すれば足りるものと考えられる。

なお、移送庁における議決書原本つづりには、移送の議決書とともに申立書謄本を綴る扱いが相当である。

参考として、移送記録送付書の様式を例示する【別紙様式〇】。

エ 管轄区域を同じくする検察審査会が複数ある場合

ア) 審査申立てがなされた場合

管轄区域を同じくする検察審査会が2個以上ある場合、審査申立人はいずれの検察審査会に申し立ててもよい。この場合、管轄検察審査会間における受理件数の不均衡が生じる可能性があり、これを避けるために、検察審査会が指定されていない申立てについては、管轄検察審査会の間で申立てを交互に受理するなど、受理件数、取扱件数等を実質的に調整する運用を行うことは差し支えないと考えられる。^{*137}

同一事件につき2個以上の検察審査会に審査申立てがなされたときは、最初に申立てを受けた検察審査会のみがこれを審査することになる（令20Ⅰ）ので、審査することができない他の検察審査会は、当該申立てを、最初に申立てを受けた検察審査会に移送しなければならない（令20Ⅱ）。そのためには、いずれの検察審査会も他の検察審査会にいかなる事件について申立てがあったかを知っていなければならないから、管轄区域を同じくする2個以上の検察審査会のうちの一の検察審査会が審査の申立てを受けたときは、他の検察審査会にその旨通知することとされている（令19）。

イ) 審査事件の移送を受けた場合

管轄検察審査会以外の検察審査会に申立てがあったときは、その検察審査会は当該申立てを管轄検察審査会（管轄検察審査会が2個以上あるときは、いずれか一の検察審査会）に移送しなければならない（令21）が、管轄検察審査会が2個以上ある場合において一の検察審査会が上記の申立ての移送を受けたときは、その移送を受けたときに、審査の申立てを受理したものとみなされる（令22）。そのため、移送を受けた一の管轄検察審査会は他の管轄検察審査会にその旨通知しなくてはならない（令19）。

4 審査資料の作成

(1) 意義

検察審査会が審査手続を適正迅速に進めるためには、その構成員である検察審査員が、審査開始当初の段階から当該審査事件の被疑事実の内容や不起訴裁定理由を

*137 もっとも、同一所在地検察審査会も相互に独立した機関であることから、検察審査会を特定することなく一の検察審査会に為された審査申立に対し、どの同一所在地検察審査会で受理するか調整を、一の検察審査会事務官が行うことができるのかは疑問の余地もあり、いずれの同一所在地検察審査会の事務官併任を得ておく等の手当てを講じておく必要がある。

正確に理解するとともに、予想される争点を考慮しながら具体的な事案に応じた審査を行うことが不可欠である。そのためには、検察審査会事務局において、具体的な事案の争点に即した証拠関係を的確に把握した上で、事前に分かりやすい審査資料を作成し、検察審査員及び補充員に提供することが有益である。したがって、検察審査会事務局による審査資料の作成は、審査開始後に行われる事件概要の説明（後記第5の2項）と並んで最も重要な審査補助事務の一つである。

(2) 作成の時期

検察審査会事務局は、審査資料の作成に時間を要する場合は、第1回の審査会議から実質審査に入れるよう、審査資料の作成に要する期間に配慮して期日を指定するよう検察審査会長に求め、その期間内に審査資料を作成する必要がある。

(3) 作成の範囲

事案の内容が単純なもので、被疑者その他の関係人の供述録取書などの書証や物証が少ない場合には、検察審査員及び補充員は、事件の概要や争点の所在を容易に把握できると考えられる。したがって、検察審査会事務局においては、審査申立理由、被疑事実、不起訴裁定理由等を明らかにする範囲で審査資料を作成したり、不起訴記録に基づいて事案の概要を口頭で説明し、関係証拠の内容を告知したりすることで足りる場合もあると考えられる。

他方、事案の内容が複雑で、書証や物証など証拠の数が多い場合には、検察審査員及び補充員が事件の概要や争点の所在をできる限り容易に把握できるようにすべく、検察審査会事務局が適切な審査資料を作成する必要がある。そのためには、検察審査会事務局において、不起訴記録を調査し、事件の内容と争点の所在及び争点に関係のある証拠の存否など、不起訴記録を正確に理解した上で、どの資料を、どの範囲で、どのような形で検察審査員及び補充員に対して審査資料として提供するかについて十分検討する必要がある。^{*138}

いずれにしても、審査資料の作成は審査補助事務であるため、検察審査会事務局は、審査資料の作成の要否を含め疑義等を生じた場合には、検察審査会長に適宜相談し、検察審査会長の指示を受けて事務を行うことになる。

(4) 摘録作成時の留意点

ア 内容が分かりやすいこと

（ア）作成方法

- a 検察審査員及び補充員に事件の概要や争点を端的に把握してもらうため、被疑事実の要旨、不起訴裁定書及び審査申立書の写しを添付する。
- b 証拠資料等は、争点に関連する部分を抜粋して作成する。
- c 不起訴処分理由が「起訴猶予」の場合は、事実関係に争いがないため情状関係を中心に摘録を作成し、「嫌疑不十分」「嫌疑なし」の場合は、情状関係を含め、争いのある事実関係を中心に作成する。

（イ）工夫例

*138 法律的に難しい問題点を含んでいると思われるような場合には、審査補助員を委嘱するかどうかを検察審査会に諮ることにしても検討する必要がある。

- a 事実関係が複雑である、被疑事実の要旨や不起訴裁定書に専門用語が含まれる、関係者が多数であるといった場合は、必要に応じて、概略を説明した書面、平易な言葉で言い換えた書面、関係者相関図などを作成することも考えられる。
- b 事案が複雑、争点が複数、申立書の内容が難解といった場合などは、必要に応じて、事件の概要や主張、争点、証拠関係をまとめた争点整理表、主張対比表などを作成することも考えられる。^{*139}
- c 関係者の供述に変遷があったり、関係者間で供述に食い違いがあるといった場合などは、必要に応じて、供述要旨一覧表、供述対照表、変遷一覧表などを作成することも考えられる。
- d 摘録が大部となった場合は、必要に応じて摘録の目録等を作成することも考えられる。

イ 内容が正確であること

正確な摘録を作成する前提として、検察審査会事務官において不起訴記録を精査し、証拠の内容等を十分に理解する必要がある。その上で、事案の性質上、証拠の内容等を要約した摘録の作成が困難な場合には、供述調書の全部又は必要な部分をそのまま抜粋してコピーすることも考えられる。

ウ 適度な分量であること

検察審査会事務官にとって、不起訴記録のすべてにわたり謄写して審査資料とすることは事務処理上困難であるし、検察審査員にとっても、日頃見慣れない多量の資料の検討を求められることはかなりの負担となる。したがって、検察審査会事務官は、摘録が適度な分量となるよう配慮すべきである。もっとも、必要以上に省いて分量が少なくなると、かえって被疑事実の内容、不起訴裁定理由、争点等を正確に理解しにくくなるということもあるから、そのようなことがないよう十分留意する必要がある。^{*140}

エ 偏った内容とならないこと

検察審査会事務官が作成する摘録の内容については、検察審査会事務局が検察審査員に対し一定の結論を示唆しているかのような印象を与えるものとならないように十分注意する必要がある。検察審査会事務局としては、後日そのような批判を受けることのないようにするため、検察審査会長に不起訴記録全体及び摘録に事前に目を通してもらい、作成した摘録が検察審査員に提供するものとして適当であるかどうかを確認してもらうことも考えられる。

5 審査補助員の委嘱の要否についての検討

(1) 審査補助員制度の概要等

検察審査会の審査が充実し、かつ適正なものとなるよう、検察審査会は、不起訴

*139 検察審査会の裁量ではあるが、争点が多岐にわたるような複雑な事案については、審査補助員を委嘱すること及び争点の整理を小委員会において実施することの議決を行い、審査補助員を小委員会に関与させた上で、争点を整理する等の方法も考えられる。

*140 例えば、主要な供述調書のみ写しを作成し、相違点のある同趣旨の他の調書は標目のみを摘示するなどの工夫をすることにより、検察審査員が疑問点について直ちに関係証拠に当たることができるようにするための手がかりを作っておくことも考えられる。

処分の当否の審査を行うに当たって、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めるときは、弁護士の中から事件ごと（関連事件が併合されている場合は、併合後の審査事件ごと）に審査補助員を委嘱して、法的な助言を得ることができる。

*141

なお、具体的な事務処理手順等については、別添の「審査補助員及び法 41 条の 2 による審査に関する事務処理マニュアル」（以下「審査補助員マニュアル」という。）を参照されたい。

ア 審査補助員の身分

審査補助員は、裁判所の非常勤職員となる。なお、政治的行為の制限の規定（国家公務員法 102 等）の適用を受けないなどの点において、常勤の裁判所職員と異なる扱いを受ける（詳細は審査補助員マニュアルを参照）。

イ 手当並びに旅費、日当及び宿泊料の支給

審査補助員には、手当並びに旅費、日当及び宿泊料が支給される（臨時措置法 ④、給与法 22 I, III, 日当政令 2）。しかし、日当が支払われるのは、出頭又は取調べのために専ら旅行に要した日がある場合に限られるので、通常は日当支給の要否が問題になることはない。

ウ 専門的助言者との違い

審査補助員は、裁判における鑑定人に相当する専門的助言者（例えば、被害者の死因、障害の程度について、医師に出頭を求めて意見を徴することができるもの）とは異なる（詳細については、審査補助員マニュアル参照）。

エ 任意的審査補助員と必要的審査補助員との違い

審査補助員には、「任意的審査補助員（法 39 の 2。第一段階の審査につき委嘱することができる。）」と、「必要的審査補助員（法 41 の 4。第二段階の審査につき委嘱しなければならない。）」がある。その職務内容に大きく異なる点はないが、相違点については審査補助員マニュアルを参照されたい。

オ 人数

一つの事件について委嘱できる審査補助員は 1 人とされている（法 39 の 2 II）。これは、必要的審査補助員の場合（法 41 の 4）も同様である。なお、関連事件が併合審査される場合の取扱いについては、審査補助員マニュアルを参照されたい。

(2) 審査補助員の職務（役割）

審査補助員は、審査会議において、検察審査会長の指揮監督を受けて、法律に関する学識経験に基づき、以下の職務を行う（詳細については、審査補助員マニュアルを参照）。

ア 関係法令及びその解釈の説明

イ 事実上及び法律上の問題点の整理や問題点に関する証拠の整理

ウ 法的見地からの必要な助言

エ 議決書の作成補助

*141 建議・勧告を行うために委嘱することはできないと解されている。

(3) 審査補助員の委嘱の流れ

審査補助員の委嘱手続についての詳細は、審査補助員マニュアルを参照されたい。

(4) 審査補助員の審査会議への出席

審査補助員に支給する手当の額は、審査会議における執務時間が基準となるので、検察審査会事務官は、審査補助員が登庁した場合には、審査補助員の出勤時間管理を行う。議決が行われた場合は、検察審査会において審査補助員に議決書作成の補助をさせるか否かについて検討する（ただし、法 41 条の 7 第 2 項の場合には、補助をさせなければならない。）。審査会議が次回に続行された場合は、次回の会議への審査補助員の出席の要否を検討することが必要となる。審査補助員の審査会議への出席に伴う事務の詳細については、審査補助員マニュアルを参照されたい。

(5) 審査補助員の解嘱

検察審査会において、解嘱事由（法 39 の 3）があると判断した場合には、当該審査補助員の解嘱手続を行う。解嘱事由や解嘱方法の詳細については、審査補助員マニュアルを参照されたい。

第 5 審査開始以降の事務

1 除斥事由の有無の確認に関する事務

(1) 確認の必要性

検察審査員に除斥事由がある場合、当該検察審査員は職務の執行から除斥される（法 7）。そのため、検察審査会長は、検察審査員に対し、当該事件の被疑者の氏名、職業及び住居を告げ、その職務の執行から除斥される事由があるかないかを問わなければならない（法 34 条 I）。^{*142}

除斥事由は、具体的な被疑事実との関係で定められていることから、除斥事由の有無の確認を要するのは、審査申立事件及び職権審査事件の審査（法 2 条 I ①）の場合に限られる。すなわち、建議・勧告事件の審査（法 2 条 I ②）においては、本来具体的な被疑事件が対象となっていないことから、法 34 条の適用はなく、除斥事由の有無を確認する必要はないと解されている。

(2) 除斥事由

法 7 条は、審査の公正を害するおそれのある客観的事情を取り上げ、これを除斥原因として典型的に規定したものである。同条各号に定める除斥事由は、次のとおりである。なお、ここにいう「事件」とは、審査の対象となった当該被疑事件を指し、審査対象となっていない関連事件は含まれないと解されている。

ア 検察審査員が被疑者又は被害者であるとき。

イ 検察審査員が被疑者又は被害者の親族（民 725, 727）であるとき、又はあったとき（民 728, 729）

ウ 検察審査員が被疑者又は被害者の法定代理人（民 818, 839, 840, 843）、後見監督人（民 848, 849, 849 の 2）、保佐人（民 876 の 2）、保佐監督人（民 876

*142 検察審査会法においては、検察審査員が職務の執行から排除される場合として、除斥（法 7）及び職務執行の停止（法 17）の規定を置くのみで、刑事訴訟法に規定する忌避（刑訴 21）、回避（刑訴規 13）にあたる規定はない。また、検察審査会事務官については除斥の規定も置かれていないが、検察審査会事務官に法 7 条各号の除斥事由がある場合は、運用として、当該事件の審査会議への立会いを事実上回避するのが相当と思われる。

- の3) , 補助人(民 876 の7) 又は補助監督人(民 876 の8) であるとき。
- エ 検察審査員が被疑者又は被害者の同居人又は被用者であるとき。
- オ 検察審査員が事件について告発又は請求したとき。
- カ 検察審査員が事件について証人又は鑑定人となったとき。
- キ 検察審査員が事件について被疑者の代理人(特別代理人, 刑訴 29) 又は弁護人となったとき。
- ク 検察審査員が事件について検察官又は司法警察職員として職務を行ったとき。

(3) 確認の方法

検察審査会長は、検察審査員(検察審査会長自身、臨時の検察審査員、補欠の検察審査員を含む。)に対し、除斥事由の有無を確認するため、当該事件の被疑者の氏名、職業及び住居を告げることとされている(法 34 I)。もっとも、形式的審査(審査打切り、申立却下、移送)を行うことが明らかではなく、実質的審査を行う可能性がある場合には、①事件について証人、鑑定人となったか、②被疑者の代理人、弁護士となったか、③事件について過去に検察官又は司法警察職員として職務を行ったかを確認する必要があるため、事案の概要についてもある程度説明する必要があると考えられる。^{*143}

なお、検察審査会長は、同一事件について、会議の都度、同一の検察審査員及び補充員に対し、重ねて除斥事由の有無を確認する必要はないが、検察審査員の交替、補欠の検察審査員、臨時の検察審査員等、新しく関与した検察審査員及び補充員については、確認しなければならない。

(4) 除斥の議決

ア 議決方法

検察審査会長が除斥事由の有無を確認した際、除斥事由がある検察審査員はその旨の申立てをしなければならず(法 34 II)、^{*144}検察審査会は、除斥事由があると認めるときは除斥の議決をしなければならない(法 34 III)。当該議決に当たっては、検察審査会長が除斥事由のある旨の申立てをした検察審査員に代わる臨時の検察審査員を選定した上で(法 25 II)、当該臨時の検察審査員を含めた 11 人で除斥の議決を行う必要がある点に留意する必要がある。

イ 議決の効果

除斥の議決を受けた検察審査員は、職務の執行から除斥された事件についての評議・評決、議決書の作成はもちろん、事実調べの手續等、審査手續の全般にわたって関与することは許されない。^{*145}検察審査会長は、除斥された検察審査員に

*143 法 34 条は、除斥事由の確認対象に補充員を含んでいないが、審査の対象となった当該被疑事件について、審査の公正を害するおそれのある者を除外する除斥の趣旨からすると、除斥事由のある補充員についても傍聴を認めることは相当でないので、傍聴する補充員についても除斥事由の有無を確認する運用が望ましいと考えられる。もっとも、補充員について除斥事由が認められた場合でも、事実上その者に傍聴を許さないにとどまり、除斥の議決を要するものではないと考えられる。

*144 検察審査員又は補充員本人からの申立てに限らず、他の検察審査員又は補充員からの指摘や検察審査会が自然に知るところとなった場合においても、除斥の議決をなし得る。

*145 除斥事由がある検察審査員が、その事実を秘して議決に関与した場合には、その議決は無効であると解されている(刑訴 377②参照)から、再度会議を招集して議決しなければならないことになると思われる。

代わって職務を行う臨時の検察審査員をくじで選定しなければならないこととなるが（法 25Ⅱ），除斥の議決を行った臨時の検察審査員が引き続き検察審査員として当該事件審査に関与することは差し支えなく，あらためて臨時の検察審査員を選定する必要はないと解されている。^{*146}

ウ 除斥された検察審査員の会議への招集

検察審査会事務官は，法 22 条の規定に関わらず，除斥事由が認められた以降，除斥された検察審査員を，職務の執行から除斥された当該事件のみを審査する期日には招集する必要はない。ただし，その期日が定例会議，会長互選会議等のいわゆる法定会議期日であるとき，又は同一期日に他の審査事件をも審査する予定があるときは招集する必要がある点に留意が必要である。

2 事件概要等の説明

(1) 事件概要等の説明の意義

ア 説明の重要性

検察審査会が適正かつ迅速に検察官の不起訴処分の当否を審査するためには，各検察審査員において，不起訴処分とされた事案の概要を正確に把握する必要がある。そのために，検察審査会事務官は，検察審査会長の指示を受けて，不起訴記録の写し等の配布に加えて，事件の概要や争点を口頭で説明することが考えられる。

このような事件概要等の説明は，審査資料の作成（前記第 4 の 2 項）と並んで，検察審査会事務官による最も重要な補助事務の一つであると考えられる。

イ 留意事項

検察審査会制度の趣旨は，検察官の公訴権の行使に検察審査員の良識を反映させることであるから，検察審査会事務官が行う事件概要等の説明の内容や範囲は，検察審査会が事件処理を円滑に進めていくための補助的役割に限られると解されている。したがって，検察審査会事務官は，事件概要等の説明に当たって，検察審査会事務局が，検察審査会の判断を左右したり，一定の結論を示唆しているかのような印象を与えることがないように十分に留意するべきである。

(2) 説明事項

ア 一般的な手続の説明

検察審査会事務官は，初めて会議に出頭した検察審査員及び補充員に対し，事件概要等の説明をする前提として，会長互選会議や定例会議等の機会を利用して，一般的な審査の心構え，事件処理のあり方，議決の手続等を説明し，これらについて十分理解してもらうことが望ましい。また，具体的事件と関わりなく，事件処理に関係する，刑法，刑事訴訟法等一般的な法律知識について簡単な説明を行うことも差し支えないと考えられる。

イ 具体的な事件概要の説明

検察審査会事務官は，具体的な事件概要等（被疑事実の要旨，争点や不起訴の

*146 除斥事由がある旨の申立てをした検察審査員に除斥事由がないと判断された場合，除斥の議決のために選定された臨時の検察審査員は解任となり，当該除斥事由がある旨の申立てをした検察審査員が再び会議に加わることになる。

理由、証拠関係の概要など)を説明するに当たっては、検察審査会が行う審査に必要かつ十分な説明となるように配慮しなければならない。そのためには、検察審査会事務官自身がその内容を十分理解する必要がある、事件の内容等に応じて分かりやすい説明となるよう適宜工夫する必要があると考えられる。^{*147}

なお、検察審査会事務官が、法令の基礎的解釈の説明及び判例の調査によって容易に知り得る事項を説明することは差し支えないと考えられる。

(3) 特に説明に注意を要する場面

ア 検察審査員等が新たに審査に関与しまたは前回欠席した場合等

任期終了による交替等で新たに審査に関与することとなった検察審査員等や、前回欠席した検察審査員等は、会議録等からそれまでの審査状況を知ることができる。しかし、事件内容によっては、従前の審査経過や既に取り調べた証拠の内容を十分に把握することが困難である場合も少なくないと思われ、そのような場合には、新たに関与する検察審査員等が自分の意見を述べることに躊躇し、審査がスムーズに進まないことも考えられる。

そこで、そのような検察審査員等に対し、検察審査会事務官が、検察審査会長の命を受けて審査会議の開始前または終了後に摘録等を配布し、事件概要や争点の説明をする等、審査開始段階での補助事務とほぼ同一のことは行うほか、審査の経過や証人尋問調書の内容等の説明を行うことが考えられる。

イ 複雑困難な事件、専門的な事件を審査する場合

複雑困難な事件や専門的な事件を審査する場合、一般の事件に比べ検察審査員及び補充員が事件の内容を理解するのが容易でないため、会議回数が増えることが予測される。会議回数が増えると、その都度事件概要を説明する機会が必要となるだけでなく、記憶を保持する必要がある、検察審査員及び補充員の負担も大きい。

このような負担を軽減するため、検察審査会事務官は、検察審査会長に対し、①短い期間に複数回の会議期日を指定して集中的に審査を行う、②できる限り検察審査員及び補充員の任期終了前に議決を行う、③専門的助言者や審査補助員の助言を受けるといった工夫をするよう助言することが考えられる。

ウ 再度の説明が必要と思われる場合

例えば、審査会議において、検察審査会の審査が検察審査員の個人的な感情にとらわれ、審査の客観性及び公正性や、不起訴記録を基に審査することの重要性などを看過し、明らかに議論が争点から外れてしまっている等、あらためて検察審査員等に事件概要や争点の説明を行うことが相当と思われる場合もあり得る。そのような場合、検察審査会事務官は、審査の流れに水を差さないよう留意した上で、適宜休憩をとることを検察審査会長に助言し、休憩後に検察審査会長から改めて事件概要や争点の説明を行ってもらう等の配慮をすることが考えられる。

*147 例えば、窃盗、傷害等のうち単純な事案については、事件概要については口頭でのみ説明する場合も考えられるのに対し、文書偽造、背任、特別法犯等の複雑な事案については、審査資料を作成したり、代表的な罪名ごとにあらかじめ作成したひな型に基づいて説明したり、ホワイトボードやプロジェクター等を活用することも考えられる。

3 審査資料の収集に関する事務

(1) 総論

ア 審査資料の収集方法

検察審査会が不起訴処分の当否を判断するに当たっては、検察官が必要な事項について十分な捜査を行っているか、また、捜査の結果得られた資料に対する検察官の評価に誤りがないかを審査することになる。このような審査を行うため、検察審査会は、次の①ないし⑤の方法により審査資料を収集することができる。

- ① 検察官に対し資料の提出又は意見の陳述を要求すること（法 35）
- ② 公務所又は公私の団体に照会して報告を求めること（法 36）
- ③ 審査申立人及び証人を尋問すること（法 37 I）
- ④ 相当と認める者の出頭を求め専門的助言等を徴すること（法 38）
- ⑤ その他の事実調べ（実地見分等）

イ 一般的な留意事項等

（ア）上記ア①ないし⑤の審査資料の収集は、いずれも検察審査会の権限であるから、検察審査会事務官は、これらの収集行為につき検察審査会事務局が検察審査会をリードしているかのような印象を与えることのないよう留意する必要がある。^{*149}

ただし、検察審査会が資料収集行為を行うことを決定した後、検察審査会の指示を受けて、検察審査会事務局事務官が資料収集行為に関与することは、補助事務の範囲内として許されると解される。具体的には次の①ないし④の事務が挙げられる。

- ① 公務所等への照会（法 36）を行う際、検察審査会又は検察審査会長から指示を受けた照会項目に基づき照会書を作成したり、検察審査会の使者として公務所等に作成した照会書を持参し回答を得てくること。
 - ② 遠隔地に居住する証人、審査申立人に対し、検察審査会又は検察審査会長から指示を受けた照会項目に基づき、事実上書面で照会したり、遠隔地に居住する専門的助言者に対し、助言に必要な資料を送付して書面で助言を求めること。
- 150
- ③ 証人尋問に先立って、検察審査会又は検察審査会長の指示を受け、尋問事項書を作成すること。
 - ④ 証人尋問において、検察審査会長が明らかに重要な事項を聞き漏らしていると思われるときに、その場で事実上の事務連絡（例えば、メモの差入れ、耳うち等）をして検察審査会長の発問を促すなどすること。

（イ）書面審査の原則との関係

*148 この場合、検察審査会事務局主導とならない範囲で適切な助言を行い、議論を争点に集中させることなどの配慮が必要である。

*149 例えば、検察審査会事務官が、証人等の取調べの要否及び取調べの順序などについてまで助言するというようなことは避ける必要がある。

*150 審査申立人、証人に対する書面照会や、専門的助言者に対し書面による助言を求めることによって、これらの者に出頭を求めることが不要となる場合もあると考えられる。

検察審査会の審査は事後審査であるから、検察審査会は、原則として、検察官が不起訴処分の判断をする基礎となった資料である不起訴記録を検討し、これに基づいて検察官の処分の当否を判断すべきである（書面審査の原則）。したがって、検察審査会事務官は、検察審査会による証人尋問（法 37 I）や実地見分等が真に必要な場合に限り行われるよう留意すべきである。

(2) 検察官からの意見聴取

ア 検察官（検察官事務取扱検察事務官も含む。）は、検察審査会の要求があるときは、会議に出席して意見を述べなければならない（法 35 後段）。

イ 聴取の対象

意見を聴取する検察官は、原則として不起訴処分をした検察官である。しかし、不起訴処分をした検察官が転勤している場合には、不起訴処分をした検察官が処分当時所属していた検察庁の他の検察官の意見を聴取する。ただし、当該不起訴処分をした検察官に意見を聴くことが必要不可欠な場合には、不起訴処分をした検察官に対して出席を要求し得るものと考えられる。^{*151}

出席を求められた検察官が事情により出席できないときは、出席に代えて意見書の提出を求めることも考えられる。^{*152}

ウ 意見聴取の際の留意点

検察審査会が検察官の意見聴取を行うに当たり、検察審査会事務官は、検察審査会長の指揮の下、次の点に留意して検察審査会の審査を適切に補助する必要がある。

(ア) 検察官の回答義務

検察官の述べる意見は、不起訴記録中の各種証拠に関する評価、不起訴の判断に至った心証形成の理由等である。そのため、検察官には、意見を述べた後、その意見に関する質問には答える義務があるが、事実に関する質問には答える義務はないものと解されている。^{*153}

(イ) 意見聴取の時期

高度に専門的な事案や複雑困難な事件について検察審査員及び補充員の理解を充実させる必要がある場合などは、審査の当初の段階で意見聴取するのが相当な場合もあると考えられる。他方、検察審査員が聴取した検察官の意見に引きずられることなく総合的な判断をするためには、申立理由を十分に把握してある程度心証形成が進んだ段階で意見聴取をするのが相当な場合もあると思われる。また、後者の場合については、意見聴取の方法等についても十分に配慮する必要がある。^{*154}

*151 その場合の出席要求は、不起訴処分をした検察官又は当該検察官が現に所属する検察庁に対して行えばよく、要望がある場合を除き、不起訴処分をした検察官が処分当時の所属していた検察庁を経由する必要はない。

*152 意見書の提出を求められた検察官には、意見書の提出義務はないため、提出を強制することはできないと考えられる。

*153 事実関係について検察官が見聞したことを聞く場合には、法 37 条の証人として尋問することになる。もっとも検察官が進んで任意に陳述する場合には、それを審査の資料としても差し支えないと考えられる。

*154 例えば、意見聴取後に審査申立人尋問を行って検察官の意見と照らし合わせたり、聴取した検察官の意見について審査補助員に助言を求めたり、申立理由を十分に把握してある程度心証形成が進んだ段階で聴取すること

(ウ) 検察官から意見聴取の要望等があった場合

検察官から、意見を述べる機会を与えてほしい、意見聴取に当たって複数の検察官を出席させてほしい等の要望がされる場合もある。しかし、検察官に意見を述べる機会を与えるかどうかや、意見聴取の方式については、いずれも検察審査会の裁量的判断によるものと考えられる。^{*155}

(3) 公務所等への照会

ア 検察審査会は、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる（法 36）。

（ア） 公務所又は公私の団体

「公務所」とは、公務員が職務を行う官公署その他の組織体であり、場所や、建造物を指すものではない。また、「公私の団体」とは、個人以外の団体である、法人格の有無を問わないと解されている（刑訴 279 と同じ。）^{*156}。

（イ） 照会の時期

申立書受理後又は職権審査開始後でなければできないと解されている。

（ウ） 必要な事項の報告

公務所等で保管され備え付けられている記録中にどのような記載がなされているかについて、特定された「必要な事項」の「報告を求めることができる」とどまり、カルテの写しや登記簿謄本等の記録の送付を求めることはできないと解されている。

イ 検察審査会からの照会方法

照会方法について特別の定めはないが、公務所又は公私の団体に照会する以上、書面で行うのが相当であると考えられる。

ウ 検察審査会への報告方法

公務所又は公私の団体は、検察審査会からの公務所照会に対して、報告をする義務があるが、照会に応じない場合、強制的に報告をさせる手段はない。報告方法についても特別の定めはないため、口頭（電話）で報告された場合は、取扱者である検察審査会事務官は聴取書を作成する必要がある。

また、検察審査会からは公務所等に対し、報告を求めることしかできないが、照会先からは、書面や口頭での報告に代えて、カルテの写しや登記簿謄本等が送付されることもあり得る。

なお、公務所に対して報告に要した調査費用等を支払うことはできない。そのため、検察審査会事務官は、報告を受けた後で問題とならないよう、事前に照会先にその旨を説明する必要がある。

(4) 審査申立人尋問

も考えられる。

*155 検察審査会事務官は、検察審査会長の指示を受けて、複数の検察官の出席を必要とする事情等の書面提出を検察官に促すことなどが考えられる。

*156 公私の団体には一私人は含まれず、法 36 条により遠隔地の者などに特定の事項について書面照会をして報告を求めることはできないと解されているが、事実上の任意処分として報告を求めることはできると解されている。

ア 検察審査会は、審査申立人を呼び出し、尋問することができる（法 37 I）。^{*157}

イ 尋問の種類

審査申立人に対する尋問は、次の趣旨で行う場合が考えられる。

(ア) 事実認定の資料（証拠方法）とするための尋問

審査申立人の供述を事実認定の資料とするために、審査申立人に尋問する場合である。

ただし、検察審査会の審査は、不起訴処分の当否に関する事後的審査であり、不起訴記録を書面審査することが原則である。したがって、検察審査会は、審査申立人尋問を行う前に、まずは審査申立人に意見書や資料の提出を促すことや（法 38 の 2）、審査申立人に対し尋問事項を伝え、回答を書面で提出してもらうことが考えられる。

(イ) 不服理由を確認するための尋問

例えば、審査申立人が被害者やその遺族であり、不服の理由説明を行うことについて強い希望が述べられている場合には、例外的に、不服理由を確認するために尋問することも考えられる。また、審査の過程で検察官から意見を聴取した場合（法 35）、審査が偏っているという批判を受けることのないように、バランスを取る意味で尋問をすることも考えられる。

ウ 審査申立人の呼出し

(ア) 不出頭の場合の制裁規定や、証人のような召喚請求の規定もない。また、審査申立人の呼出方法については民事訴訟法の準用規定もないことから、適宜の方法で呼び出すことになる。

(イ) 尋問した審査申立人に対しては、法令上規定がないことから、旅費、日当及び宿泊料を支給することはできない。

(ウ) 審査申立人が服役中又は遠隔地居住の者であり、呼出しに応じることが難しい場合は、意見書や資料の提出（法 38 の 2）を促すか、書面又は口頭によって尋問事項を連絡し、回答を書面で提出してもらうことも考えられる。

エ 尋問方法

(ア) 法令上の規定はないが、証人と同様、原則として審査会議において審査会長が尋問することになると考えられる。この場合、他の検察審査員も検察審査会長に告げて各自尋問することができると解されている。

(イ) 審査申立人代理人から審査申立人尋問への立会いを依頼された場合でも、会議非公開の原則（法 26）からは許されないと考えられる。審査事件に関する審査申立人の主張又は申立ての理由について釈明を求めるときは、代理人に審査申立人の意見書や資料の提出（法 38 の 2）を促すことも考えられる。

(5) 証人尋問

ア 検察審査会は、証人を呼び出し、これを尋問することができる（法 37 I）。

*157 審査申立人尋問を行うかどうかは検察審査会の裁量判断によるため、審査申立人に意見聴取の要望がある場合でも、検察審査会において審査申立人の尋問を行う議決をする前に、検察審査会事務局長が審査申立人を呼び出したり、審査申立人の呼出しの包括委任を受けておくことはできないと考えられる。

なお、証人尋問は、審査事件の審査開始後の手続であることから、審査事件の審査開始前や建議・勧告事件において行うことはできないと解されている。

イ 尋問の対象

目撃者等のほか、被疑者^{*158}、申立外の被害者、審査申立人の任意代理人についても、尋問することができる。

ウ 証人尋問の必要性の判断

検察審査会の審査は不起訴処分の当否に関する事後審査であり、申立書や不起訴記録等の書面審査が原則であることに加え、検察審査会で尋問する証人には法令上の宣誓義務がなく、偽証の制裁がないことや、供述を拒否したり、黙秘した場合に取り得る対策がないことから、検察審査会において証人尋問を行うに当たっては、その必要性を十分慎重に検討する必要があると思われる。また、検察審査会が証人尋問の必要性を判断する材料として、検察審査会事務局から、次の点について指摘することも考えられる。

(ア) 尋問を行っても結論が変わらないことが明白な場合

不起訴記録の検討によって一応得られた結論が、新たに証人を取り調べても変わらないことが明白な場合は、当然ながら証人を取り調べる必要はないと考えられる。

(イ) 尋問対象者である関係人が複数いる場合

関係人全員を尋問するのではなく、何らかの結論に達し得るまでの心証が得られる範囲でのみ取り調べるのが相当であると考えられる。

(ウ) 検察官が捜査段階で既に取り調べている場合

不起訴記録や審査申立人の主張及び不服理由等を検討した結果、不起訴記録中の供述調書にあいまいな箇所や不審な点があったり、検察官の取調べに不十分な点がある場合で、どうしても供述者本人を直接尋問する必要があるときに初めて証人尋問を行うのが相当と考えられる。

(エ) 検察官が捜査段階で取り調べていない場合

検察官が当然取り調べるべきであった被害者又は重要参考人や不起訴処分後に所在が判明した重要参考人を尋問することが考えられる。しかし、この場合も、必要性を十分吟味する必要がある。

エ 証人の呼出し

(ア) 証人の呼出しは、呼出状を送達して行う（令 24, 16）。ただし、呼出状の送達と出頭との間には、急速を要する場合を除き、少なくとも 24 時間の猶予期間をおかなければならない（令 25）。

(イ) 服役中の証人を呼び出して尋問することに刑事施設が応じない場合は、事実上証人に照会して任意に書面で回答を得ることができれば、この回答を審査資料とする方法が考えられる。

(ウ) 証人には、旅費、日当及び宿泊料を支給することができる（法 39）。

*158 審査申立人及び証人は、尋問に応じて供述する義務を負う。ただし、自己が刑事訴追を受け、又は有罪の判決を受けるおそれのある供述を拒むことができる（憲法 38 条、刑訴 146 条）ことからすれば、被疑者を証人として尋問する場合は、刑訴 198 条 2 項の方法により黙秘権を告知することが望ましいと考えられる。

オ 尋問手続

- (ア) 審査会議において、検察審査会長が代表して行うことになるが、他の検察審査員も、検察審査会長に告げて自ら尋問することができるかと解されている。
- (イ) 検察審査会法には、供述拒否権（刑訴 146）や黙秘権の告知（刑訴 198Ⅱ）の規定がなく、宣誓（刑訴 154）や宣誓又は供述拒否の罰則（刑訴 161 条）の規定もないから^{*159}、証人の意思に反して供述を求めることは許されないと考えられる。したがって、証人尋問に当たっては、検察審査会長が、証人に対し、意思に反してまで供述する必要がないことを説明することが相当であると考えられる。
- (ウ) 検察審査会長が事務処理のため会議期日以外の日に出頭した場合は、検察審査会の議決に基づいて、会議準備のため等必要不可欠な事由により出頭した場合に限り、旅費、日当及び宿泊料が支給される。そのため、検察審査会事務官が、証人尋問の事前準備として会議期日以外の日に出頭した検察審査会長と尋問事項等についての打合せ等を行う際は、あらかじめ審査会議の議決（包括的議決で足りる。）を経る必要があることに留意が必要である。
- (エ) 証人が他の検察審査会の管轄区域内に居住する場合であっても、当該居住地を管轄する検察審査会に嘱託して証人尋問を行うことはできないと解されている。

カ 証人召喚請求

ア 召喚手続

検察審査会は、証人がその呼出しに応じないときは、当該検察審査会の所在地を管轄する簡易裁判所に対し、証人の召喚を請求することができる（法 37 条 2 項）。この請求をするには、裁判所に対し次の①ないし⑤に掲げる事項を記載した書面を提出し、かつ、証人が呼出しに応じないことを認めるに足りる資料を示さなければならない（令 26）。この請求を受けた簡易裁判所は、召喚状を発しなければならない（法 37Ⅲ）。

- ① 証人の氏名、年齢、職業及び住居
- ② 被疑者の氏名。ただし、氏名が明らかでないときは、その旨
- ③ 被疑事件の罪名
- ④ 出頭の年月日時及び場所
- ⑤ 証人が検察審査会の呼出しに応じない旨

なお、この召喚については、刑事訴訟法が準用される（法 37Ⅳ）ことから、召喚状の記載要件等はすべて刑事訴訟法による（刑訴 153, 62, 63, 65）が、召喚に応じない場合の罰則や勾引の規定は準用されない点に留意が必要である。^{*160}

*159 尋問に当たって検察審査会長が公判の証人宣誓の文言に類する注意を与えることが適当と考えられるが、その旨を会議録に記載するまでの必要はないと考えられる。

*160 証人が正当な理由がなく裁判所の召喚に応じないときは、10万円以下の過料に処せられる（法 43Ⅱ）にすぎないから、裁判所に証人の召喚請求をするに当たっては、証人召喚状の記載要件を定める刑事訴訟規則 110 条 1 項中の「正当な理由がなく出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ且つ勾引状を発することがある」旨の記載

おって、証人召喚請求事件記録は、簡易裁判所から、召喚状を発した旨の通知とともに検察審査会へ送付される。送付を受けた事件記録は、当該審査記録の関連記録として、当該事件の終局的な議決があつて1年を経過するまで保存し、その後は廃棄して差し支えない（昭和 45. 11. 28 最高裁判一第 249 号刑事局長通達参照）。

(イ) 過料の手続

法 43 条の過料の手続については、法又は施行令には別段の定めが置かれていないこと、また、過料は刑罰でなく行政罰であることから、刑事訴訟法ではなく非訟事件手続法 119 条から 122 条が適用される。

管轄裁判所は、過料に処せられるべき者の住所地を管轄する地方裁判所（支部を含む。）であり、過料の裁判は検察官の命令によって執行される（非訟 119、121）。^{*161}

(6) 専門的助言の聴取

ア 検察審査会は、相当と認める者の出頭を求め、法律その他の事項に関し専門的助言を徴することができる（法 38）。

イ 専門的助言者の資格及び助言を徴する事項

(ア) 専門的助言者の資格等について特別の制限はなく、助言を徴するか否か、どのような事項について助言を徴するかについては、検察審査会の裁量による。

したがって、検察審査会の判断により、例えば、被害者の死因、傷害の程度について医師の出頭を求め、筆跡の鑑定について専門家の出頭を求めて、助言を徴することができる。^{*162*}^{*163}また、通訳を必要とするときも専門的助言者（法 38）として取り扱うことになる。

(イ) 留意点

検察審査会の審査は、検察官の不起訴処分の事後審査であり、原則として、検察官が不起訴処分の判断をする基礎となった資料（不起訴記録）を検討し、これに基づいて検察官の処分の当否を審査するものと解されている（専門的助言者に支給されるのが日当のみであることから、その性質が補充的なもので

は準用されないこと、及び簡易裁判所から召喚を受けた証人が正当な理由なく召喚に応じないときに処せられる過料は、10万円以下（法 43Ⅱ）であることを連絡しておくことが望ましい。

*161 法又は施行令には、戸籍法施行規則 65 条、不動産登記規則 187 条、商業登記規則 118 条のような過料事件の通知義務の規定が置かれていないことから、証人に法 43 条 2 項所定の事由が発生した場合でも、このことを裁判所に通知する法令上の義務はない。しかし、裁判所は、通知があつて初めて過料の判断を行うことから、検察審査会長は、法 43 条 2 項所定の事由が発生した場合において、その者に過料の制裁を課するのが相当と考えたときは、招集状の送達報告書等の関係書類を添付して管轄裁判所に通知するのが相当であろう。

*162 法律上の問題について裁判官又は検察官に助言を聴取することは、審査の対象が検察官の不起訴処分であること、後日起訴された当該事件の裁判に関与する可能性があることから、これを差し控えることが相当であり、必要に応じて審査補助員に委嘱することが相当と考えられる。

*163 検察審査員又は補充員の中に専門的助言者としての適任者（例えば、交通安全協会理事、薬剤師、農業委員など）がいた場合、それらの者から例えば自動車事故に関する「急制動とスリップ」の関係、薬品の科学的変化、農地に関する事項について助言を徴することは可能であると考えられるが、事後の手続等については次の方法が考えられる。検察審査員として専門的意見を述べる限りにおいては、除斥事由（法 7 条 6 号）に該当するものではないと考えられるが、専門的助言者として供述してもらうのであれば、その後の審査については事実上関与してもらわないほうがよいと考えられる。また、補充員である場合には、専門的助言者となってもらうことは差し支えなく、むしろ専門的助言者にならないと審査会議で意見を述べることはできないものと考えられる。

あると認めることができる（刑訴 173, 178 参照）。）。したがって、検察審査会事務官は、検察審査会が行き過ぎた捜査類似行為をすることないように留意する必要がある（例えば検察官の行った精神鑑定についての説明を求めることは相当であるが、鑑定に不十分な点があるとして、自ら新たな鑑定を依頼することは不相当であろう。）。また、被疑事実の存否や不起訴処分の当否について助言を聴取することも相当でないので、この点についても留意する必要があると考えられる。

ウ 審査会議への立会い等

ア) 審査会議への立会い

専門的助言者は、助言するに当たって必要な場合は、検察官、審査申立人、証人、他の専門的助言者の供述その他証拠資料を参照するために、審査会議に立ち会うことも許されるが、評議に立ち会うことはできないと考えられる。^{*164}

イ) 不起訴記録写しの貸与

不起訴記録には捜査の秘密及び個人情報に記載されている。そのため、専門的助言者が、助言する事項を検討するため、やむを得ず不起訴記録を持ち帰らなければならない場合、検察審査会事務官は、必要な部分の写しを作成して貸与し^{*165}、受領書を提出させた上で、他の者に貸与資料を閲覧等させないよう十分な注意喚起をする必要がある。また、専門的助言者の職務が終了したときは、速やかに返還を求めるなどの措置を講じなければならない。

エ 旅費、日当及び宿泊料の支給

専門的助言者に対しては、旅費、日当及び宿泊料を支給することができる（法 39）。

(7) 実地見分

ア 法令上の明文規定はないが、検察審査会は、必要があれば、犯罪場所等を実地見分することができるかと解されている。ただし、検察審査会の審査は事後審査であり、書面審査が原則であるから、安易に実地見分をすることは避けるべきであると考えられる。^{*166}

イ 検察審査会が行う実地見分は強制力を有しない。そのため、権利者の承諾が得られないような場合は、家屋や敷地内に入って実地見分を行うことはできない。

ウ 実地見分の場所に呼び出した証人及び専門的助言者に対しては、旅費、日当及び宿泊料を支給することができるが（法 39 本）、その他の例えば実地見分立会者若しくは参考人等に対しては支給することができないと解されている。

4 提出資料の取扱い

(1) 審査申立人からの提出

ア 審査申立人は、検察審査会に意見書又は資料を提出することができる（法 38

*164 専門的助言者には宣誓の義務がないことから、宣誓（刑訴 154）をさせたり、これに類する注意を審査会長が与えることは相当ではないと考えられる。

*165 送付が必要な場合であっても、会議録を送付することはできないものと解されている。

*166 例えば、交通事故を内容とする危険運転致死傷事件の場合は、不起訴記録中の実況見分調書により事故現場の状況等を十分認識できるものと考えられるし、検察審査会事務局としても、適宜、事故現場の大きな略図を作成するなどの工夫をして、検察審査員に現場の状況等を理解させるよう努めるべきである。

の2)。

検察審査会事務官は、検察審査会長の指揮の下で、申立時及び近い将来議決が見込まれるときには、議決後に審査申立人から意見書又は資料提出の機会が損なわれたといった抗議を受けないように、審査申立人に対し、意見書又は資料の提出予定の有無を確認し、提出の予定があれば速やかに提出するよう促す等の事務が考えられる。^{*167}

イ 提出資料の保管

資料の提出があった場合、検察審査会事務官は、後日問題が生じないように、審査申立人に返還の要否を確認し、審査事件会議録の「提出資料」欄に品目等所定の事項を記載するとともに、返還が必要ない場合は、その旨を「備考」欄に記載する。返還を要するものについては、さらに審査資料受渡簿に登載して、検察審査会事務局長の責任において保管しなければならない。

ウ 提出資料の返還

ア) 係属中の返還

審査申立人が資料の返還を希望する資料について、「写し」の提出で足りるものについては、写しの提出を求め、提出された「写し」にその旨を表示することが相当であると考えられる。ただし、審査申立人が服役中である場合など、「写し」の提出が困難と思われる場合は、検察審査会の判断に基づいて「写し」を作成し、原本を返還することも考えられる。^{*168}

イ) 終局後の返還

終局的議決等により保管する必要がなくなった資料のうち、返還を要するものについては、検察審査会事務官は、審査事件会議録の「提出資料」欄及び審査資料受渡簿に返還年月日を記入の上、事件関係送達・送付簿によって速やかに返還しなければならない。郵送によって返還する場合は、受領書を同封するほか、郵送途中に毀損、その他原形を損なわないよう梱包して返還するのが相当である。

審査申立人が受取りを拒否しているものについては、後日無用な問題が生じないように、返還方法、保管方法、廃棄方法については、十分配慮する必要がある。

エ 検察官からの交付・貸出依頼

検察官から、意見陳述(法35)の準備又は当該事件の再起のため、申立書又は審査申立人提出資料の貸出依頼があった場合であっても、申立書及び審査申立人提出資料は審査記録の一部であることから、原則として応じることは相当でない。もっとも、検察官の意見聴取を行う場合に、不起訴理由を十分に説明できるよう準備させる必要があることから、検察審査会の判断によっては、閲覧又は写

*167 提出期限を設定する場合には、議決する審査会議期日が明らかとならないよう留意する必要がある(法26参照)。

*168 申立書に添付され申立書と一体となった書面については、原則として審査申立人に返還することはできないが、返還を求めている者が審査申立人本人であることを適宜の方法で確認するとともに、受領書を提出させたり、申立書と差し替えた「写し」との間に契印させるなど、書類の授受を明らかにする措置を講じた場合は、提出資料と同様に「写し」と差し替えて原本を返還することは差し支えない。

しの交付で貸出しに代えるという運用も考えられる。^{*169}

(2) 被疑者（代理人）や審査申立人の親族等からの資料の提出

法令上、被疑者（代理人）や審査申立人の親族等には、審査申立人のような意見書等の提出権（法 38 の 2）が認められていない。しかし、審査申立人以外の者から資料の提出があった場合でも、検察審査会がこの提出自体を拒めるとする明確な根拠はない。したがって、提出された資料を審査資料としてこれを取り調べるかどうかは検察審査会の裁量的判断によることとなるが、検察審査会事務官は、提出者に対し、後日問題が生じないようその旨説明する必要がある。

5 事件を併合または分離する議決に関する事務

(1) 事件の併合

事件の併合とは、関連する複数の審査申立事件又は職権審査事件を、検察審査会の議決に基づいて、1つの手続で審査を進めることをいう。

併合審査を行う基準としては、刑事訴訟法 9 条の関連事件を基準とすることが考えられる。同条は、① 1 人が数罪を犯したとき、② 数人が共に同一又は別個の罪を犯したとき、③ 数人が通謀して各別に罪を犯したとき及び④ 犯人蔵匿の罪、証憑湮滅の罪、偽証の罪、虚偽の鑑定通訳の罪及び贓物に関する罪とその本犯の罪を挙げている。

ただし、刑事手続と異なり、検察審査会に対しては、同一不起訴処分に対し、複数の申立てが考えられることから、これを受理した場合についても、検察審査会の議決に基づいて、併合して審査しなければならない（令 23）。このことは、職権審査開始後に同一事件についてなされた申立てについても同様と解することができる。

なお、事件を併合する議決がされた以降は、その後に事件が分離されたり、併合後の事件の一部について終局的議決がされるなど特段の事情がない限り、1つの事件として会議録及び議決書を作成する。

(2) 事件の分離

事件の分離とは、併合罪となる複数の被疑事件について一括してなされた不起訴処分に対する審査申立事件若しくは職権審査事件又は検察審査会が併合した事件について、検察審査会の議決に基づいて、被疑者又は被疑事実ごとに審査を進めることをいう。

事件の分離に関しては、明文規定はないが、実務上は、① 数個の被疑事実のうち1個について時効が切迫している場合や、② 数人の被疑者について一括して審査しているといった場合で、ある被疑者についてのみ終局的議決を行うことができる程度に審査が進行したときなどに、例外的に当該被疑事実あるいは被疑者の事件を分離して審査する運用が行われているものと思われる。

6 審査事件会議録の作成

(1) 作成者、記載事項等

*169 写しを交付する際は、今後事件の再起等に至った場合、参考人らの取調べなどに当たり、申立書等を事件関係者に示すなどしてみだりにこれを第三者の目に触れさせることがないように、取扱いには十分慎重を期すよう要請することが相当である。

ア 審査会議の議事については、審査会議に立ち会った検察審査会事務官が会議録を作らなければならない（法 28）。^{*170}

イ 検察官の公訴を提起しない処分^イの当否の審査に関する会議録（審査事件会議録）は、事件ごとに作らなければならない（令 27 I）。

ウ 審査事件会議録には、次に掲げる事項及び会議の経過を記載し、検察審査会長が検察審査会事務官とともに署名押印しなければならない（令 27 II）。この場合、検察審査会長及び検察審査会事務官は、署名押印に代えて記名押印することができる（令 1 III）。

(ア) 会議をした検察審査会及び年月日

(イ) 検察審査会長又は臨時にその職務を行う者、検察審査員、臨時に検察審査員の職務を行う者、会議を傍聴した補充員、審査補助員及び検察審査会事務官の職名及び氏名

(ウ) 審査申立人及び被疑者の氏名並びに不起訴処分をした検察官の氏名及び官職。ただし、被疑者の氏名又は検察官の官職が明らかでないときは、被疑者を特定するに足りる事項又は検察官の所属検察庁の名称

(エ) 検察官の意見並びに審査申立人、証人及び専門的助言を徴された者の供述又はその要旨

(オ) 議決をしたこと及び議決の趣旨

(カ) 検察審査会長が特に記載を命じた事項

(2) 審査事件会議録

ア 事件を併合して審査した場合は、「事件番号」欄には、併合して審査したすべての審査事件（建議・勧告事件を除く。）の事件番号を記載する。

イ 「事件名」欄、「申立人」欄、「被疑者」欄及び「提出資料」欄に所要事項の全部を記載できない場合は、該当欄に「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙を別紙として利用し、所要事項を記載する。

ウ 「提出資料」欄には、提出された資料のうち、領置したものを記載し、提出、返還等資料の処置を明らかにする。資料のうち返還を要しないものがある場合は、その旨を「備考」欄に記載する。

エ 「議決書謄本送付年月日等」欄の「裁判所」欄には、法 41 条の 7 第 3 項により地方裁判所に議決書謄本を送付した年月日を記載する。

オ 検察審査員及び補充員の出欠等記載欄は、出欠その他臨時の検察審査員及び補充員の検察審査員の選定、除斥、失格、死亡、辞退、遅刻、早退等を記載する。

カ 「会議の内容等」欄には、記載例を参考とするほか、会議の経過を簡潔に記載する。^{*171}

(3) 供述調書

*170 会長互選会議期日において検察審査会長の職務を行う検察審査会事務局長は、同時に検察審査会事務官の資格を有するから、検察審査会事務局長以外の検察審査会事務官が立会うことができない場合には、自ら会議録を作成してよいと考えられる。

*171 書式については、平成 21 年 5 月 21 日付け最高裁判第一 000070 号刑事局長通達「検察審査会における会議録及び選定録の様式等について」を参照されたい。また、記載例については、別添の会議録等記載例を参照されたい。

- ア 供述調書には、検察官、専門的助言者、審査申立人及び証人の供述の要旨を記載する。
- イ 審査期日ごとに作成し、審査申立人及び証人の供述の要旨の記載の末尾に検察審査会事務官及び検察審査会長がそれぞれ署名押印する。この場合、検察審査会長及び検察審査会事務官は、署名押印に代えて記名押印することができる（令1Ⅲ）。
- ウ 供述人が複数いる場合は、審査申立人及び証人の供述要旨は、供述調書中に連続して記載することとし、所在尋問の場合も同様とする。
- エ 所在尋問に立ち会った者の氏名については、「供述の要旨」欄の冒頭にその旨記載する。

(4) 実地見分調書

- ア 審査期日ごとかつ場所ごとに立ち会った検察審査会事務官が作成し、実地見分の結果の記載の末尾に検察審査会事務官及び検察審査会長がそれぞれ署名押印する。この場合、検察審査会長及び検察審査会事務官は、署名押印に代えて記名押印することができる（令1Ⅲ）。
- イ 実地見分に立ち会った者の氏名については、「実地見分の結果」欄の冒頭にその旨記載する。

(5) その他

- ア 雑つづり群には、例えば、申立書、不起訴記録送付方照会写し、同送付書、公務所に対する照会書写し、同回答書、（証人に対する）送達報告書、資料提出書、資料調書等の書類をつづる。
- イ 同一期日の会議録、供述調書又は実地見分調書が複数枚にわたる場合は、書式ごとに毎葉に契印又は丁数を付して散逸を防止することが相当である。
- ウ 会議録、供述調書又は実地見分調書を作成するに当たり、文字を加入し、削除し、又は欄外に記入した場合は、これに認印をする。ただし、その字数を記載することを要しない。

第6 議決及び議決書の作成等に関する事務

1 評議

検察審査会は、審査会議において、不起訴記録の検討や証拠調べが終わった後、検察官の公訴を提起しない処分の当否に関し、議決をする（法39の5、41の6Ⅰ、Ⅲ）。議決をするに当たっては、検察審査員が十分意見交換をし、意見が出尽くした上で評決をするのが相当であるから、^{*172}評議に当たって、検察審査会事務官は、すべての検察審査員が、事件の内容と問題点を的確に把握できるように適切な補助事務を十分に尽くすことが必要である。^{*173}

*172 審査会議における議決については、白票の出ないように、審査補助事務として検察審査会事務官から問題の所在等を適宜説明することが考えられる。

*173 審査会議に出席した検察審査員から、事案に通じていないこと、その他の理由により当日の評決前に辞退の申出がされる場合がある。この場合、検察審査会長が補充員の中から当該検察審査員に代わる臨時の検察審査員を選定し（25Ⅱ）、検察審査会が法8条9号の「やむを得ない事情」に当たると判断したときは、この辞退の申出を承認して、臨時の検察審査員を含めた11人で当日に評決することも可能である。他方、意見交換が不十分で評決の機が熟すに至っていない可能性もあるから、当該検察審査員が事案を十分理解し納得した上で議決ができ